

官報

号外

昭和五十六年五月二十二日

第九十四回国 衆議院會議録 第二十七号

昭和五十六年五月二十二日(金曜日)

議事日程 第二十四号

昭和五十六年五月二十二日

午後一時開議

- 第一 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(参議院提出)
- 第二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 地方公務員法の一部を改正する法律案(第九十三回国会、内閣提出)
- 第四 国家公務員法の一部を改正する法律案(第九十三回国会、内閣提出)
- 第五 自衛隊法の一部を改正する法律案(第九十三回国会、内閣提出)
- 第六 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第九十三回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

裁判官訴訟追委員の選挙

裁判官訴訟追委員の選挙

裁判官訴訟追委員の予備員の選挙

法律案(参議院提出)

法律案(参議院提出)

法律案(参議院提出)

昭和五十六年五月二十二日 衆議院會議録第二十七号

議員請暇の件 裁判官訴訟追委員の選挙 裁判官訴訟追委員の予備員の選挙 社会保険労務士法の一部を改正する法律案外一案

午後一時四分開議
○議長(福田一君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(福田一君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

橋本龍太郎君から、五月二十五日より六月一日まで八日間、中村正三郎君から、五月二十八日より六月六日まで十日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可するに決しました。

裁判官訴訟追委員の選挙

○議長(福田一君) お諮りいたします。

裁判官訴訟追委員村山達雄君から、訴訟委員を辞職したとの申し出があります。右申し出を許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

裁判官訴訟追委員の選挙

○議長(福田一君) つきましては、この際、裁判官訴訟追委員の選挙を行います。

○鹿野道彦君 裁判官訴訟追委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(福田一君) 鹿野道彦君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

議長は、裁判官訴訟追委員に羽田野忠文君を指名いたします。

裁判官訴訟追委員の予備員の選挙

○議長(福田一君) 次に、ただいまの選挙の結果、裁判官訴訟追委員の予備員が一名欠員となりました。

この際、同予備員の選挙を行います。

○鹿野道彦君 裁判官訴訟追委員の予備員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられ、その職務を行う順序については、議長において定められんことを望みます。

○議長(福田一君) 鹿野道彦君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

議長は、裁判官訴訟追委員の予備員に中山利生君を指名いたします。

なお、その職務を行う順序は、中山利生君を第二順位とし、第二順位の予備員である青木正久君を第一順位といたします。

日程第一 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(参議院提出)

日程第二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第一、社会保険労務士法の一部を改正する法律案、日程第二、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長山下徳夫君。

昭和五十六年五月二十二日 衆議院會議録第二十七号 社会保険労務士法の一部を改正する法律案外一案 地方公務員法の一部を改正する法律案

社会保険労務士法の一部を改正する法律案及び
同報告書

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律
の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔山下徳夫君登壇〕

○山下徳夫君 ただいま議題となりました二法案
について、社会労働委員会における審査の経過並
びに結果を御報告申し上げます。

まず、社会保険労務士法の一部を改正する法律
案について申し上げます。

本案は、社会保険労務士制度の整備充実を図る
ため、社会保険労務士の免許制を登録制に改める等
の改正を行おうとするもので、その主な内容は、
第一に、職責の明確化を図るため、社会保険労
務士は、品位を保持し、業務についての法令と実
務に精通して、公正な立場で、誠実に業務を行わ
なければならないこととする、

第二に、社会保険労務士は、労働社会保険諸法
令に基づくすべての申請書等の提出代行事務を行
うことができることとする、

第三に、社会保険労務士会の会員である社会保
険労務士は、他人の作成した申請書等を審査した
場合等には、審査した事項等を、書面に記載して
申請書等に添付し、または付記することができ
ることとする、

第四に、社会保険労務士となるためには、社会
保険労務士試験の合格に加えて、二年以上の実務
経験を必要とする、

第五に、現行の免許制を登録制に改め、登録事
務は、全国社会保険労務士会連合会が行うことと
し、所要の登録手続を定めることとする、

第六に、社会保険労務士会の会員でない者は、
他人の求めに応じ報酬を得て、申請書等の作成事
務、提出代行事務等を業として行うことができな
いこととする、

本案は、去る五月十五日委員会に付託となり、
昨日の委員会において採決の結果、全会一致を
もって原案のとおり可決すべきものと決した次第
であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決
しました。

次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関す
る法律の一部を改正する法律案について申し上げ
ます。

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るた
め、医療特別手当及び原子爆弾小頭症手当を支給
するとともに、特別手当等の額を引き上げよう
とするもので、その主な内容は、

第一に、認定被爆者であつて、現に当該認定に
係る負傷または疾病の状態にあるものに対し、従
来の特別手当及び医療手当の支給を廃止して、新
たに月額九万八千円の医療特別手当を所得のい
かにかかわりなく支給すること、

第二に、認定被爆者であつて、現に当該認定に
係る負傷または疾病の状態にないものに支給する
特別手当の額を、月額三万三千八百円から三万六
千円に引き上げること、

第三に、原子爆弾の放射能の影響による小頭症
の患者に対し、新たに月額三万三千六百円の原子
爆弾小頭症手当を所得のいかににかかわりなく支
給すること、

第四に、健康管理手当の額を、月額二万二千五
百円から二万四千円に引き上げること、

第五に、保健手当の額を、月額一万三千三百円か
ら一万二千元に引き上げるとともに、厚生省令で
定める身体上の障害のある者等に支給する保健手
当の額を月額二万四千円とすること
であります。

本案は、去る四月七日委員会に付託となり、昨
日の委員会において質疑を終了し、討論を行い、
採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決
すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決

しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 両案を一括して採決いたしま
す。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議あり
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつ
て、両案とも委員長報告のとおり可決いたしまし
た。

日程第三 地方公務員法の一部を改正する法
律案第九十三回国会、内閣提出

○議長(福田一君) 日程第三、地方公務員法の一
部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長左藤
恵君。

地方公務員法の一部を改正する法律案及び同報
告書

〔本号末尾に掲載〕

〔左藤恵君登壇〕

○左藤恵君 ただいま議題となりました地方公務
員法の一部を改正する法律案につきまして、地方
行政委員会における審査の経過並びに結果を御報
告申し上げます。

御承知のように、本案は、第九十三回国会に内
閣から提出され、今国会に継続されているもので
あります。

本案の要旨は、地方公共団体における行政の一
層の能率的運営を図るため、国家公務員と同様の
定年制度を、昭和六十年三月三十一日から実施し
ようとするものであります。

その主な内容は、
第一に、職員は、定年に達したときは、その定

年に達した日の属する会計年度の末日までの間に
おいて、条例で定める日に退職するものとし、職
員の定年は、国の職員につき定められている定年
を基準とし、あわせて職員の職務と責任の特殊性
等をも考慮して条例で定めるものとしておりま
す。

第二に、任命権者は、職員が定年により退職す
ることが公務の運営に著しい支障を生ずると認め
る場合には、一年以内の期限でその職員の勤務を
延長することができるものとし、その延長は通算
して三年を超えないものとしております。

第三に、任命権者は、定年により退職した者を
任用することが公務の能率的運営を確保するため
特に必要であると認める場合には、一年以内の任
期でその者を再び任用することができるものと
し、その任期は更新することができ、定年に
より退職した日の翌日から起算して三年を超える
ことができないものとしております。

以上が本案の主な内容であります。

本案について、今国会におきましては、四月二
十八日安孫子自治大臣から提案理由の説明を聴取
した後、慎重に審査を行いました。

昨二十一日質疑を終了いたしましたところ、本
案に対し、石川要三君より、附則の規定中に引用
されております法律番号の年の表示を「昭和五十
六年」に改める修正案が提出され、その趣旨説明
を聴取いたしました。

次いで、討論を行い、採決の結果、修正案及び
修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決さ
れ、よつて、本案は修正議決すべきものと決しま
した。

なお、本案に対し、附帯決議を付することとい
はしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第四 国家公務員法の一部を改正する法律案(第九十三回国会、内閣提出)

日程第五 自衛隊法の一部を改正する法律案(第九十三回国会、内閣提出)

日程第六 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(第九十三回国会、内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第四、国家公務員法の一部を改正する法律案、日程第五、自衛隊法の一部を改正する法律案、日程第六、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案(第九十三回国会、内閣提出)

委員長の報告を求めます。内閣委員長江藤隆美君。

国家公務員法の一部を改正する法律案及び同報告書

自衛隊法の一部を改正する法律案及び同報告書
国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔江藤隆美君登壇〕

○江藤隆美君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、三法律案の要旨を申し上げます。
国家公務員法の一部を改正する法律案は、国における行政の一層の能率的運営を図るため、国家公務員について、昭和六十三年三月三十一日から定年制度を設けようとするもので、その主な内容

は、職員の定年は、原則として六十歳とし、医師等の特殊な官職を占める職員については、六十五歳を限度に特例定年を定めるとともに、定年に達した職員の勤務の延長、定年退職者の再任用等を定めることとしております。

また、国の経営する企業に勤務する職員についても、原則定年を法定し、その他の事項は、当該企業の主務大臣等が定めることとしております。
自衛隊法の一部を改正する法律案は、自衛官以外の隊員について、一般職の国家公務員の例に準じて、昭和六十三年三月三十一日から定年制度を設けること等であり、

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案は、長期勤続者等に対する退職手当の額について、特例として二割増しとしていたものを、昭和五十六年四月一日から一割五分増しに、五十七年四月一日から一割増しに引き下げるとともに、退職手当の基準については、公務員制度等を勘案して総合的に再検討を行い、その結果、必要があると思われる場合には、昭和六十年度までに所要の措置を講じようとするものであります。

以上三法律案は、いずれも第九十三回国会に提出され、今国会に継続されていたものであります。が、今国会におきましては、四月十六日本会議において趣旨の説明及び質疑が行われ、本委員会におきましては、四月二十三日中山総理府総務長官及び大村防衛庁長官から、それぞれ提案理由の説明を聴取した後、定年制関係二法律案は同日から、退職手当改正法律案は五月二日から質疑に入り、五月二十一日には鈴木内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど、慎重に審査を行いました。

質疑は、定年制関係二法律案については、公務員に定年制度を設ける基本的な考え方、労働基本権と定年制度との関係、人事院の定年制度に対する基本姿勢及び定年の年齢を六十歳とした根拠など。また、退職手当改正法律案については、退職

手当を減額する理由、退職手当の官民比較、民間退職金の調査方法及びその内容、退職手当制度の全面的見直しなど。その他有事法制、日米防衛分担、非核三原則と事前協議等に関する問題など、広範多岐にわたって行われたのでありますが、その詳細につきましては会議録により御承知願いたいと思います。

かくて、五月二十一日三法律案の質疑を終了いたしましたところ、自由民主党の愛野興一郎君から、定年制関係二法律案に対し、法律番号の年の表示に関する修正案が提出され、また、退職手当改正法律案に対し、自由民主党の愛野興一郎君及び民社党・国民連合の神田厚君の共同提案による、長期勤続者等に対する退職手当額の引き下げ措置については、その実施期間を二年から三年に延長することとし、施行期日の昭和五十六年四月一日を五十七年一月一日に改めること、並びに職員が退職し、旧日本ブラント協会等に在職した後に再び引き続いて職員となった者の退職手当の期間計算については、公庫等の復帰職員と同様の通算措置を講ずることなどに關する修正案が提出されました。

次いで、趣旨説明の後、三法律案及びこれらに対する修正案を一括して討論に入りましたところ、自由民主党の塚原俊平君、公明党・国民会議の鈴切康雄君及び民社党・国民連合の神田厚君から賛成、日本社会党の上田卓三君及び日本共産党の中路雅弘君から反対の意見が、それぞれ述べられました。

引き続き、採決いたしましたところ、三法律案は、いずれも多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。
なお、国家公務員法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が附されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 三案につき討論の通告があります。これを許します。上田卓三君。

〔上田卓三君登壇〕

○上田卓三君 日本社会党を代表して、ただいま議題となりました国家公務員法の一部を改正する法律案、自衛隊法の一部を改正する法律案並びに国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。(拍手)

今日、日本は急速な高齢化社会を迎える一方、石油危機以降の低経済成長、減量経営によって、中高年齢者の雇用不安は増大しています。加えて、わが国の社会保障制度の貧弱さ、労働引退年齢と年金受給開始年齢のギャップは、退職、老後の不安を一層大きくしております。

そうした意味で、今日、定年延長が社会的に大きくクローズアップされてきたことは当然のことです。日本のように、定年制という強制的解雇制は国際的にもまれな制度で、しかも六十歳という、まだ働き盛りの年齢で強制解雇に踏み切ることには問題の本質があります。

日本社会党は、定年問題が、高齢化社会を迎えた今日、年金など、労働からの引退後の生活保障、定年延長と比較的若年齢による雇用差別の禁止への社会的要請など、働く国民の共通の課題であることを強く訴えるものであります。

公務員の定年制についても、定年という、こうした働く国民の共通の課題として、長期的展望に立った基本施設の中で論じられなければなりません。同時に、それは労働基本権を中心とする公務員制度の根幹に触れる問題であることも忘れてはなりません。

国家公務員法を改正して公務員に定年制を導入する今回の法案の最大の問題は、現行公務員法の分限事項との関連であります。

この点について、わが党は、法案審議の過程で再三指摘してきたところでありますが、いまだに納得のいく答弁はなされておりません。

分限事項が公務員の労働基本権の制約代償措置である以上、労働基本権についての論議なしに

昭和五十六年五月二十二日 衆議院會議録第二十七号 国家公務員法の一部を改正する法律案外二案 非核三原則に関する矢山有作君の緊急質問

九五四

方的に定年制を法律で決定することは間違いであります。

人事院が、公務員の労働条件について勧告権を持ち、政府、国会に対して意見を申し述べる権限をもちながら、定年制に関しては書簡だけにとどめているのも、今後多くの問題を残すことになるでしょう。

公務員制度の根幹に触れる重大問題を、このようにずさんで一方的なやり方で決定することは、断じて許すことはできません。(拍手)

一部に、定年制は公務員の勤務年限の延長だという間違った声もありますが、とんでもない話であります。定年制法制化を引き金にして、公務員制度全般の改悪、すなわち公務員の首切りと権利剝奪が企てられていることに、わが党は無関心ではおられません。

公労法適用の五現業職員についてもしかり。現行の団体交渉権を封殺する悪法であると言わざるを得ません。

政府は、定年制法案を断念し、改めて高齢化社会の展望に立った基本施策を示して、当該労働組合と率直に話し合いを進めるべきであります。

次に、退職手当法であります。そもそも退職手当の見直しは、一昨年の人事院勧告の実施に際し、十一月二十二日の閣議で打ち出されたものであります。人事院勧告の実施と引きかえに、財政再建に関連する諸施策が閣議決定されたのであります。

政府は、官民格差の是正という趣旨説明や答弁で繰り返しておられますが、本当は財政再建が目的であり、そのために何が何でも退職金を削るということではないでしょうか。政府の政策決定、それに追従する官民比較の作業を経て、今回の退職手当法案となったのが事の真相であります。したがって、政府の提出している官民比較の数字そのものも、大変疑問と言わざるを得ません。(拍手)

さらに、根本的な問題は、民間準拠というなら

ば、民間労働者が団体交渉によって決めている退職金は、公務員労働者も当然、団体交渉で決めるべきものであります。この点についても、政府の明確な答弁はなされておられません。

また、公務員労働者は、今回の改正案を出す前に、定期昇給の延伸、ストップ、退職時二倍俸の上積み措置の廃止によって、すでに賃金水準のダウン、退職金の減額を予定されているのであります。わが党の試算では、これだけでも数百万円の減額となっており、この上さらに退職手当を約一割近く削り取るということは、どうしても納得できません。

今日、財政再建が緊急課題であることは、わが党もよく理解しておるところであります。しかし、長期的視野に立つ行政政策を欠いたまま、安易な行政改革や公務員二法を成立させれば事足りるのかのように宣伝している政府の姿勢は懸念を感ずるべきです。

国家の行政に携わる公務員といえども生身の人間であります。公務員の重要な労働条件である退職金、退職条件、定年制については、法案に至る前提として、まず労使の団体交渉とその合意を見る努力こそが優先されねばなりません。政府は、そのような努力をほんの少しでも行ったのでありますでしょうか。

連日のように国会請願に押し寄せる公務員労働者の心情が私にはよく理解できるのであります。公務員の退職金を削減し、定年制を強行して、賃金を抑制する、こうした反動的な施策のもとで公務員労働者の労働意欲が低下を来すのは必至と言わざるを得ません。

わが日本社会党は、以上の理由において公務員二法案に断固反対するものであります。(拍手)
イギリスにおけるサッチャー政権の低落と労働党の躍進、フランスにおけるミッテラン新大統領の誕生は、ここ数年来各国で試された小さな政府の政策が惨めにも破綻していることを物語っております。わが国に今日求められているのは、アメ

リカのしり馬に乗って軍備を拡張したり、公務員いじめに走るのではなく、大幅減税と賃上げで景気を回復し、雇用の拡大と福祉、教育、医療の充実を目指す日本型ニューディール政策を大胆に推し進めることであります。(拍手)

最後に、公務員二法の撤回と関係労働組合との十分な話し合いを再度要請して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(福田一君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも修正であり、三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり決しました。(拍手)

○鹿野道彦君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、矢山有作君提出、非核三原則に関する緊急質問、矢野絢也君提出、核問題等に関する緊急質問、塚本三郎君提出、核問題等に関する緊急質問、不破哲三君提出、核持ち込み問題等に関する緊急質問及び山口敏夫君提出、核問題等に関する緊急質問を順次許可されんことを望みます。

○議長(福田一君) 鹿野道彦君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

非核三原則に関する緊急質問(矢山有作君提出)

○議長(福田一君) まず、矢山有作君提出、非核

三原則に関する緊急質問を許可いたします。矢山有作君。

〔矢山有作君登壇〕

○矢山有作君 私は、日本社会党を代表して、非核三原則の虚構と日米核同盟の現実をあばいた今回のライシャワー発言に関して、鈴木内閣の政治姿勢を追求するものであります。(拍手)

周知のとおり、一九六〇年一月十九日、日本国民の圧倒的な多数の意思を踏みにじって日米新安保条約の調印を強行し、事前協議制が発足して以来、歴代自民党政府は、日本に対する核持ち込みはあり得ないと強弁してきたのであります。また、六七年十二月、時の佐藤首相は、「核はつくらず、持たず、持ち込ませない」との国会答弁を行い、七一年には、非核三原則の国会決議が全党一致でなされたのであります。

しかるに、今回のライシャワー元駐日大使の発言は、空母、巡洋艦など、米国の核積載艦艇の日本寄港、領域通過を日本政府が承知していたばかりか、積極的にこれを黙認してきた事実を暴露したものであります。二十一年の長期にわたって国民を欺き続けた自民党政府の虚構を一挙に打ち砕き、国民にはかり知れない衝撃を与えているのであります。

この突如としてのライシャワー発言は、日本国民の圧倒的支持を受け、国是ともなっている非核三原則を突き崩し、米国の核積載艦艇の寄港、通過の公認ばかりか、日本国内での核基地の建設、さらには、日本の核保有有化に道を開こうとするレーガン政権の企図を代弁するものとの疑いを持たざるを得ません。(拍手)

鈴木総理自身も、日米両国の同盟関係を強調したさきの日米共同声明の当事者として、この史上まれに見る政治謀略、レーガン政権の謀略の積極的な加担者としての責任を免れ得ないものと考えるのであります。

ちょうどこの問題に関係して、けさ方、新聞報道の伝えておるところがありますので、この問題

をあわせて伺いたないのであります。

その報道によりますと「米軍はすでに一九五〇年代後半、「日本への核兵器の持ち込みの可能性」を考へて、核アレルギーを静めるため、日本政府に協力を申し出ていたとみられる。機密文書の存在を明らかにしております。このことは、ライシャワーの発言がレーガン政権の政治謀略だと考えられるその考え方をさらに強めるものであります。したがって、この際お伺いしておきたいのであります。こうした事実があったのかどうか、正直に、明らかにされたいのであります。(拍手)

鈴木総理、あなたは、この未曾有の事態に際して、いかなる政治責任をとろうとするのか、まず、それを明らかにすることが先決であります。鈴木総理、あなたは、今後さらに虚構に虚構を重ね、欺瞞に欺瞞を重ねて、非核三原則の空洞化、形骸化に加担しようとするのか。また、さきの日米共同声明に沿って日米の同盟関係を強化し、非核三原則第三項を抹殺し、日本国内での核基地の建設、自前の核保有国化への道を直進しようとするのか。しかしながら、総理、そのいずれも、わが党を初めとする全国民の一致した怒りと指弾を免れることのできないものであります。

鈴木総理、いま、あなたに求められていることは、真相の究明と毅然たる対米交渉であります。何よりもまず、ライシャワー発言の一切の真偽を明らかにすることです。ライシャワー氏の言う、核搭載艦の寄港、通過は日米間の事前協議の対象にしないといういわゆる口頭了解なるものがあつたのかどうか。また、事前協議の対象になる核持ち込みの中に寄港、通過が含まれるか否かの解釈について、日米両国の間に食い違いがあるのかどうかも明らかにされなければなりません。(拍手)また同時に、しばしば日本に寄港し、その一部は日本の基地を母港とする米第七艦隊所属の艦艇の核兵器搭載の有無をも、ぜひ明らかにされなければなりません。

そして、その結果、ライシャワー氏の発言が誤

りであるというのなら、ライシャワー氏に対して嚴重抗議すべきであると思ひますし、反対に、指摘されたとおりであるなら、長期にわたって国民を欺いてきた自民党政府の責任を明らかにするとともに、日米間において核持ち込みには寄港、通過を含むことを確認し、一切の寄港、通過を拒否することとはもちろん、米国に今後、寄港、通過をしないということをお約束させなければなりません。このことは、非核三原則を国是とするこの国の宰相として当然とすべき措置と考えるのであります。総理の明確な御答弁を求めます。(拍手)

鈴木総理、米国の退役海軍少将ラロックス氏の指摘によると、太平洋に配置された米国の戦略核及び戦術核弾頭は合計二千発を超え、その運搬手段は艦艇百二十隻以上、航空機六百八十機以上を数え、これらの艦艇のすべては、対潜ロケット、アスロク、核魚雷サブロック、各種の艦対空ミサイルと核爆雷、そして巨大な海底発射弾道ミサイルなどで武装されており、さらに、空母搭載の攻撃機、戦闘機や、陸上基地のP3対潜哨戒機等も各種の核ミサイル、核爆弾で装備されていると言われております。このような艦艇が日本周辺を遊よくし、自由に出入りしているというのであります。

鈴木内閣初め歴代自民党内閣は、このような恐るべき事実を国民の目から隠蔽し、国民を欺いてきたのであります。しかし、今回のライシャワー発言は、この虚偽を国民の前に暴露し、国是たる非核三原則をなおざりにしてきた歴代自民党政府の反国民性を明らかにしました。

鈴木総理、もはや三百代言的な言辭は断じて許されません。事態の真相究明に尽くすべきあなた

の明確な見解と決意を、この際はっきりと国民の前に表明されたいのであります。(拍手)
一九七四年秋のラロックス証言に関して、日本政府が米国政府に照会した際には、安川・インガンル会談でのきわめて不誠実な回答に甘んじた経過があります。今回のライシャワー発言について

も、すでに園田・マンズフィールド会談で決着がつけられようとしております。それは虚構に虚構を重ねる以外の何物でもなく、国民の政治不信は増大するのみであります。

この際、重ねて、毅然たる対米交渉による真実の究明を強く要望するものであります。政府は、核搭載艦の寄港の事実を米政府に照会することを拒んでおられるようでありますが、一体いかなる理由によってこれを拒否するのか、外務大臣から所見と決意を伺いたないのであります。さらに、私が強く要求したいのは、これらの真相究明と対米交渉を通じて非核三原則を死守することです。

人類史上唯一の核攻撃にさらされた国民として、また、平和憲法を持つ国民として、非核三原則は日本国民の圧倒的支持を得ているのであります。この非核三原則の堅持は国民の悲願でありま

す。二十日の日本記者クラブの昼食会での、総理の核持ち込みについての事前協議に対する発言を伝へ聞いて、総理はあえてこの国民の悲願に挑戦しようとするのかとの感を持ちました。

この機会に、いかなる事態においても非核三原則を堅持するとの決意を国民の前に明確にすべきであると考へますが、いかがでしょうか。アメリカの核のかさに依存しながら非核三原則に固執するのは矛盾であるという考へ方がありますが、総理の御見解を伺いたないのであります。私は、核のかさというものは戦略的なものであり、核装備等がわが国に立ち寄らないからといって、機能は十分に果たせる、すなわち矛盾はなし

いと考へております。次に、私は、今回のライシャワー発言により明らかにされた日米核同盟の危険性について指摘し、総理の所信を伺いたないのであります。

鈴木・レーガン共同声明の直後に、日本海において海上自衛隊と米第七艦隊との日米合同演習が行われるに至ったことは、日米核同盟の危険性を明らかにしたものであります。しかも、秋田沖に

おいて日本漁民のマスはえなわ漁網を再三にわたって切断し、操業を妨害し、その生命と生活を脅かした米艦隊は、あえてオホーツク海を通り、宗谷海峡を経て日本海に入つたと考えられるのであります。これは、鈴木・レーガン共同声明による日米同盟なるものが、実は、対ソ同時多発報復戦略に基づく核同盟にはかならないことを如実に示したものであります。

総理、あなたはレーガン政権の対ソ同時多発報復戦略の恐るべき本質を御存じなのでしょいか。ワインバーガー国防長官は、米上院軍事委員会の証言で、ペルシャ湾岸においてソ連が武力侵攻に訴えた場合には、米海軍は、北西太平洋、北大西洋においてソ連のあらゆる弱点に対して同時多発の報復を行うと断言しているのであります。総理、あなたはその本質の何たるやもわきまえることなく調印し、後日その能力の欠如をみづから暴露し、外相辞任という国際信用にかかわる事態を引き起こしたあの共同声明こそが、この対ソ同時多発報復戦略への全面的加担を誓約したものにほかなりません。

日本海における日米合同演習は、この恐るべき戦略のつとり、宗谷、津軽、対馬並びに千島列島の四海峡封鎖作戦の演習を断行したものであります。今後再び日本海において、このような危険きわまる演習を行わないということを、総理にこの際、明言していただきたいのであります。(拍手)

日本海最大の好漁場の周辺で、マスはえなわ漁の最盛期というとき、この危険な演習に踏み切り、漁具切断、操業妨害で、漁民に多大の損害を与えた防衛庁長官の責任は重大であります。長官は、みづからその責任をどうおとすことになるつもりか、明らかにされたいのであります。また、総理は、米軍艦艇による被害の実態を明らかにし、物心両面にわたる補償について十分な措置をとるよう確約されたいと思ひるのであります。

相次いで発生する漁具切断や操業妨害に対する

昭和五十六年五月二十二日 衆議院会議録第二十七号 非核三原則に関する矢山有作君の緊急質問

九五六

非難や、演習中止を求める激しい世論の前に、防衛庁は二十二日以降の演習を中止したようでありますが、伝えられるところでは、訓練中止をするか否かを決定する緊急な重要会議で、大村長官と防衛庁幹部は酒を飲んでいたりと言われているのでありますが、そのような重要会議が酒を飲みながら行われていたと言語道断、まさに、あいた口がふさがらぬとはこのことではありません。(発言する者あり)

このような姿勢であるからこそ、国と国民を守るという自衛隊が、逆に軍事優先、国民に大きな犠牲を強いる今回の合同演習を強行することにもなるのであります。事の真相を究明し、厳重な措置をとるべきであります。総理の見解を承りたいのであります。

最後に、この機会に、総理に対し日米安保体制の解消を強く要求いたします。

いまや日米安保体制は世界大の軍事核同盟へと拡大、変質したのであります。NATO諸国と日本を東西の両翼とし、米国を中核とする世界大の核同盟がその本質であり、第三世界をめぐる攻防においてソ連を打破し、再度世界制覇を確立せんとしているのであります。このグローバルな世界同盟の中で、日本は第三世界の人々を抑圧する側に立とうとしているのであります。これが今日の日米安保体制の実体なのであります。非核三原則の空洞化、形骸化、日本海における日米合同演習の強行など、この拡大、変質した日米安保体制下の危険なうねりの一環にはなりません。

○議長(福田一) 矢山君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○矢山有作君(続) 鈴木総理は、この危険なうねりに身を投じようとしていると断ぜざるを得ません。

私は、日本社会党を代表し、この質問を終わるに当たり、あえて総理に対し、世界同盟化とも言うべく拡大、変質した日米安保体制の解消と八〇年代日本の国際的進路の根本的転換を強く要求するものであります。

ここにわが党は、第三世界の諸国民といたく連帯し、核も軍事同盟もない平和な世界の構築に向けて闘い抜く決意であることを表明して、非核三原則に関する私の緊急質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) お答えいたします。

まず、ライシャワー発言についてのお尋ねであります。安保条約の核に関する事前協議制度のもとにおきましては、いわゆる艦船による核持ち込みを含め、核の持ち込みに該当する場合はすべて事前協議の対象となっております。これが日本政府の従来からの見解であり、いまま変わっておりません。

また、去る二十日、マンスフィールド大使は園田外務大臣に対し、今回のライシャワー発言という背景の中で、昭和四十九年十月にラック発言との関連で当時のインガソル國務長官代理によって表明された米政府の見解を再度確認いたしました。

政府といたしましては、非核三原則を今後とも堅持していくことは従来から御答弁申し上げておるとおりであり、核持ち込みについての事前協議が行われた場合には、常にこれを拒否する所存であります。

なお、矢山議員御指摘のように、核積載船の寄港、通過は日米間の事前協議の対象としていないという口頭了解なるものは存在いたしておりません。

また、以上申し上げた考えからして、今般のライシャワー発言に関連して、核に関する事前協議の問題について、経緯や事実関係について改めて確認の必要はないものと考えます。(発言する者あり)

なお、先般の日本記者クラブにおける私の発言に関連して、非核三原則についてお尋ねがございましたが、政府としては、従来から御答弁申し上げておるとおり、非核三原則を今後とも堅持して

いくとの方針に変わりはありません。

次に、日米共同声明についてであります。

日米核同盟化という御指摘がありますが、そのような表現は国民を惑わすものであり、まことに心外であります。(発言する者あり)また、今回の共同声明は、矢山議員が対ソ同時多発報復戦略として御説明になっている考え方とは全く無縁なものであります。

今回の日米首脳会談は、今後の日米友好協力関係を一層発展させる上で、きわめて重要な意義を有するものであります。今回の会談では、現下の国際情勢及び日米関係につき包括的かつ充実した検討を行い、その成果を共同声明に盛り込んだ次第であります。共同声明の基調となっているのは、あくまでも世界の平和と繁栄を目指し、日米両国が協力していくことを約している点であります。

なお、共同声明に言う日米両国間の同盟関係とは、民主主義及び自由という、両国が共有する価値の上に築かれた総合的な日米間の関係をとらえて表現したものであります。日米関係を同盟関係と表現したからといって、それは現在の日米関係の枠組みを変えるような新たな軍事的意味を持つものではないことを明確に申し上げておきます。

(拍手)

次に、はえなわ切断事故についてであります。今回ののはえなわ切断事故は遺憾な出来事でありました。政府は、直ちに米側に事実関係等を照会した次第であります。米側は、今回の事故は米国艦船によって起こされた可能性があり、遺憾である旨述べるとともに、補償の用意があるとして、被害額についてわが方に照会してきております。

他方、今回の事故につきましては、ソ連側に責任があるとの見方もあり、政府は、目下ソ連側に対しても事実関係を照会中であります。

日本の安全のための日米間の訓練は必要であり、政府といたしましては、わが国の漁業の

操業に支障を生ずることのないよう、今後とも漁業の安全操業に十分配慮していきたいと考えております。

なお、今回の訓練が期間半ばで中止される旨決定されたことは、すでに御承知のとおりであります。

なお、日米安保体制を見直せとのことではありますが、従来より申し上げてきておりますとおり、わが国は、日米安保条約を安全保障政策の基軸の一つとしており、政府としては、このような考え方に基き、今後とも日米安保条約を堅持し、その円滑かつ効果的な運用に努めていく考えに変わりはありません。このような考え方は、国民の大多数の支持するところであります。

また、わが国の平和と繁栄は、世界の平和と安定の中で初めて確保し得るものであります。政府としては、平和憲法のもと、今後ともこのような目的に向かって積極的な努力を行っていく決意であります。

なお、残余の問題につきましては、所管大臣から答弁をいたさせていただきます。(拍手)

○國務大臣(園田直君) お答えをいたします。

従来から申し上げておりますとおり、事前協議に関する交換公文の規定及びいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解からして十分に明らかであります。この点に関して日米間の了解の相違はございません。米政府が、安保条約上の誓約を遵守することを繰り返し確認していることは御承知のとおりであります。

なお、先日私とマンスフィールド大使とお会いしました際、マンスフィールド大使の方から発言があつて、今回のライシャワー発言という背景の中で、昭和四十九年十月十二日の安川大使とインガソル國務長官代理との会談の際表明された米政府の見解に言及し、この米政府の見解は現在でも何ら変わっていないと向こうから発言をし、かつ米政府が安保条約の誓約を遵守することを

確認して、繰り返して確言をしておられたわけがあります。

ライシャワー大使は、定年で大学をやめられた後、どういう意味が知りませんがああいふ発言をされておりますが、これは全く一私人の発言でありまして、米政府は、一個人の発言にはノーマントであるという返答でございます。(拍手)

〔国務大臣大村義治君登壇〕

○国務大臣(大村義治君) 日米共同訓練の日本海訓練に關しまして、私の責任についてお尋ねがございまして、お答え申し上げます。

訓練計画の作成段階から、今回の訓練海域周辺で漁船が操業していることは承知していたところでありまして、しかしながら、戦術技量の向上のためには条件の異なる海域で訓練を行うことが必要であることから、日米双方の訓練日程の調整の結果、漁船の操業に支障を与えないよう配慮しつつ、この時期、この海域で訓練することとしたところでありました。

この訓練実施中の本年五月十四日から十五日にかけて、及び二十日に、北海道稚内沖等において、はなわ切断等の被害を受けたとの情報を得て、はなわ切断等が、これらの事故は、日米共同訓練参加中の艦艇によるものでないとは考えられませんが、日米共同訓練の後半に参加する予定の米軍軍艦やソ連艦により発生した可能性があるとされており、事実とすればまことに遺憾であります。

私としては、被害者の方々への補償が速やかに行われるよう、関係大臣と緊密な連絡をとりつつ、最善の努力を払ってまいりたいと考えております。

また、諸般の事情を慎重に検討しました結果、私の責任と判断により中止の方針を決定し、米側とも調整した上で、今回の共同訓練を本日十六時をもって中止することとしたところであります。

なお、将来このような訓練を実施する場合に、諸般の事情を十分考慮の上、国民の理解と協力を得て円滑に行われるよう措置していくのが、

私に課された責任であると考えている次第でございます。(拍手)

なお、会議中飲酒云々のお尋ねがございましたが、これは事実と全く相違しております。会議終了後、食事の際、水割り若干を供した事実はございますが、(発言する者あり)これにより業務に支障を来したことは全くないものと考えております。念のため申し上げておきます。(拍手)

核問題等に関する緊急質問(矢野絢也君提出)

○議長(福田一君) 次に、矢野絢也君提出、核問題等に関する緊急質問を許可いたします。矢野絢也君。

〔矢野絢也君登壇〕

○矢野絢也君 私は、公明党・国民会議を代表しまして、核問題等に関し、鈴木総理並びに関係閣僚に御質問をいたします。(拍手)

ライシャワー元駐日大使の日本への核持ち込みの発言、共同声明をめぐり解釈の不一致、外相辞任など、きわめて重要な問題が今日提起されております。これらについての鈴木総理の一連の言動は、大変失礼ながら、まさに総理としての資格を問われる醜態の一言に尽きます。

私は、三月、党の代表団の一員として訪米し、米国民と隔意のない意見の交換をする機会がありました。公明党も米側も、日米友好がきわめて重要であるとの認識で一致しました。そのため、日米間の意見の食い違いを相互に相手の立場を尊重し合いながら克服しなければならぬという点でも一致しました。

また、そのためにも、わが国は平和憲法や国是をあくまで守りつつ、その範囲内で国際的な貢献、役割りをどうわが国が果たしていくべきかという点についても、また、その接点を求める努力が必要であると痛感をいたしました。

その意味で鈴木総理の訪米については期待も、評価もしておいたわけでございます。いたずらにアメリカの言いなりになるだけとか、また反

米的な前提を置いてイデオロギー過剰の議論をするとか、何でも反対という無責任かつ非現実的な議論、ましてや虚構のつじつま合わせでは、国民の理解も得られませんが、これからの厳しい国際環境を生き延びることもむずかしいと言わざるを得ません。

総理みずからが、日米交渉に当たって、できることとできないことをはっきりさせねばならぬと言っておられた。これは、外交は何よりも信義が大切であるということだと思っております。ところが、日米共同声明に關しては、同盟関係の表現について軍事的意味はないと言ひ、外務大臣は、あるいは外務当局は、その解釈が食い違う。その後、これを総理みずからが修正される。外務大臣がおやめになる。国際信用を、結果において総理みずからが大きく失墜させてしまいました。

ライシャワー発言で重大な問題となっておる核持ち込みの問題は、これは簡単に言いますと、アメリカ政府は、口頭了解あるいは日米間の了解で、核の通過、寄港はフリーパス、つまり事前協議の対象ではないから、事前協議の相談にはかけないのだ、アメリカはそう考へる。日本政府は、事前協議の対象だから、当然、核持ち込みの場合は相談があるはずだから、その相談がないというところが、つまり通過も持ち込みもないのだ、こういう理屈。これはいわば日米両政府がなれ合いをして、結論から申し上げれば、二十一年間、政府は国民を欺いてきたということであり、絶対に許せることはありません。(拍手)

ましてや、国権の最高機関である国会で、昭和四十六年、公明、民社両党の提案によって、非核三原則の国会決議がなされております。これでは、行政府による立法府、つまり政党政派、各派は政策は違ふとしても、政党政派を超えた立法府に対する行政府の欺瞞であると言わざるを得ません。

このような重大な問題を、総理は、相も変わらず言葉先でごまかそうとしておるように思ひわけ

であります。たとえば「佐藤内閣以前には、核問題については詰まっていたなかつた」と言うかと思ふと、すぐまた「一貫してあった」と訂正したり、また、二十日のお昼には日本記者クラブで、核兵器の積載艦船、航空機の寄港、通過を、事実上、事前協議でイエスと受け取れる発言をしたと思へば、後で全面的に否定する。次から次と起る鈴木総理の、大変失礼ですけれども、失態、不手際に対しては、国民や私ども野党が批判するのはこれは当然のことながら、与党の中から批判が高まってきておる。これはまことに無理からぬことで、総理、あなたの一連の措置は、大変失礼ながら、お粗末過ぎます。

特に、共同声明の解釈をめぐって、総理と外務大臣の見解が異なり、これが原因で外務大臣が辞任された。これはかつてなかつた不祥事です。また、総理に対する抗議の意味も込められておつたと言われておりますが、総理は、外相辞任の経過、理由並びにどうこれを受けとめられるか。さらには、日米首脳会談の成果そのものが、信頼を損なうという意味で逆にマイナスになってしまったのではないかと言われておりますが、その影響についてどのように評価しておられるか、明確に御説明を願ひたい。

このような一連の失態は、普通の政治常識をもってすれば当然総辞職に値するものと言われたい。この一連の失態についての責任のけじめをどうつけられるか、伺いたいのではありません。ライシャワー教授は、大使として長年日米関係に直接携わっておられました。しかも知日家であること、同氏の発言の重みは格別のものであると言わざるを得ません。本日の報道により、また、アメリカ国務省筋での話として、ライシャワー氏に対しては、その発言の撤回を要求された。しかし、ライシャワー氏はその撤回要求を強く拒否したと報道されております。総理、この

ライシャワー発言は、事実に基づかないうそであると政治生命をかけて断言する御自信がござい

昭和五十六年五月二十二日 衆議院會議録第二十七号 核問題等に関する矢野純也君の緊急質問

九五八

すか。

政府は、これは一個人の無責任な発言であるから、アメリカ側への照会をする必要はないのだ、こう言っておられます。まことにこれは理解に苦しみます。個人の、私人の偶然的無責任な発言なら、むしろ堂々と公式に政府はアメリカ側に関わり合ふべきであり、なぜ照会ができないのか、問ひ合わせができないのか、理由を明らかにしていただきたい。

今回の問題は、米側に問ひ合わせる必要がないのではなくして、問ひ合わせをするのが悪いことになると。すなわち、ライシャワー氏の発言のとおり、核兵器搭載の艦船の寄港、領海通過も事前協議の対象となっていないとの口頭了解、もしくは何らかの了解があるとすれば、米政府がライシャワー発言を肯定しないまでも全面否定しない、こんなことになったら、やぶをつついてへびを出すことになる。日本国民をいまだ欺瞞しておいた、いまだ虚構というものを公式に証明することになる。これはまずいということ、日米の交渉、統一見解、こういったものがお出しにならないのではないかと、国民は疑いを持っておるわけでございます。

こういう疑惑に対して、総理は、米側に公式に確認をし、もって国民の不安を除くべきだと思いますが、明確な御見解をお願い申し上げます。

(拍手)

私は、昭和五十年の国会におきまして、わが党の調査に基づいて、米軍の公式文書をもとに、米軍岩国基地にMK101核爆雷ル、これが搬入されておる、これを指摘しました。今回のライシャワー発言もまた、このことを裏づけるものであります。

ここから先は質問の要旨に載ってません、新しい話でございますから。そして、二十二日付のワシントン・ポストあるいは現在日本に入っているAP電、こういったものによりますと、二十年前、一九六一年、岩国の海兵隊基地近くの海上に

停泊していた米軍の上陸用舟艇、LST、これに核兵器を搭載しておいたことが、ワシントン・ポストその他アメリカ側の報道によって現在伝えられてきておる。しかも、それは単なる憶測ではない。「当時、国務次官補を務めていたアレクシス・ジョンソン氏(元駐日大使)、国防次官だったポール・ニッツ氏に確認を求めたところ、その事実を認めた。ジョンソン氏は、「その時のことは非常によく覚えておる。私は、東京のアメリカ大使館から核兵器搭載LSTの岩国停泊の報告を受けた。すぐニッツ国防次官に連絡した。その結果、当時のマクナマラ長官が同船の岩国出港を命じた。その時、同LSTはたまたま沖縄に臨時に行っていたので、沖縄にとどまることになった」と述べている。また、ニッツ元次官は、「間違いない、そういうことはあった。あれには全くヒヤヒヤさせられた。しかし、詳しいことはあまり覚えていない」と語った。こういう意味の報道がワシントン・ポストその他アメリカ側の報道によって現在日本に入ってきております。

総理にお伺いいたしますが、この事実についての調査の確約を、まずこの席でしていただきたい。そして、本日に確信を持って、いまだ核の持ち込みはなかったとの席で断言できるかどうか、改めて伺いたしたいと思います。(拍手)

もはや、アメリカ側を信頼するとか、核の存否は言わないなどというごまかしはやめられて、まず、核兵器搭載艦船の日本への寄港、領海通過は、事前協議で言う核兵器の持ち込みに該当するかどうか、もう一度はっきり日本政府の見解を改めて示していただきたい。

また、このことは米側も同じ解釈なのかどうか。同じであるとするならば、その証拠、その根拠を具体的にここに示していただきたい。

国会の正式な要求があれば、核兵器を持ち込ませよという中に、日本への寄港、領海通過も含まれるという日米間の新しい合意をつくるよう、米側に交渉したり照会するつもりはあるかどうかとも

伺いたい。

また、外務大臣に伺いたいたのでありますが、従来の、核兵器の持ち込みに寄港も通過も含まれるという日本政府の見解に対して、米政府から何らかの申し入れ、要望等はあったのかどうかを伺いたい。

次に、ライシャワー氏が指摘した口頭了解なるものは存在するかどうか。また、大平外務大臣に対して同氏が注文をつけたという点については、外務当局はその事実を確認しているかどうかを明らかにしていただきたい。

次に、総理と防衛庁長官に伺いたいたのでありますが、仮に、いま私が提案いたしましたような、日米両国政府が口裏を合わせたと言ふことは悪いかもわかりませんが、いまだそのような非核三原則を一本は日本は守ります、またアメリカ側もそれは尊重します、守られるはずだというようなことに板になったとしても、その実際の状況、実態はどうなのかという疑問が残ります。つまり、日米双方の確認にもかかわらず、戦略的な見地から、ひそかに核は通過し、持ち込まれているのではないかとという疑問、先ほどワシントン・ポスト等をもってその事実を指摘しました。

ラック氏は、かつてアメリカの上院、下院両院で証言をしたときに、「米艦艇が日本及びその他に寄港する際、どこかで核兵器をおろすことはない、現実に空母はすべて核兵器が装備されている」と述べられた。軍事的常識から見ると、いい悪いは別として、そのとおりだろうと思わざるを得ません。防衛庁として、軍事常識の立場から、この証言をどう判断しておるか。核装備艦船が日本に入る前に、どこかで核をおろして日本に來ておると防衛庁は本気で思っておられるかどうか。

また、これまで日本に寄港、通過した米軍艦船、航空機その他、在日米軍の装備で核兵器搭載可能なものを具体的に列挙していただきたい。さらに、在日基地の米艦艇、航空機は一切核

兵器を装備されていないことを具体的な形で確認しているかどうか伺いたい。

つまり、仮に公式の確認が日米間でできたとしても、このような実態面における国民の疑惑に、そんなはずはございません、アメリカを信頼しておるというような、いまだのような答弁の繰り返しでは、説得力ある説明とは言えません。総理及び防衛庁長官に対して、ただいまの点について明確にしたいと存じます。(拍手)

虚構の上の外交、何となく虚構だと国民が感ずるような外交には、真の友好親善や国民の理解は無理だと思います。

また、総理は、二十日の記者クラブで「核搭載艦船の寄港、航空機の領空通過は事前協議で道が開かれておる。日米間で現実的に対処する」と述べられたようであり、これは事実上、核兵器の艦船、航空機の寄港、通過にイエスという意味を与えられたと受け取られております。これは総理の本音がちらちらと出てしまったと言ふべきなのか、失礼ながら御勉強が十分でなくての失言だったのか。しかし、ちょっとした御失言というわけにはいかない、余りにこれは重大な失言でありまして、総理の真意を伺いたいし、失言で済ましてよい簡単なことなのかどうかということについて、その所感を伺いたいと思います。

非核三原則の堅持は、国民すべてがこれを支持し、わが国の国是でもあり、決してあいまいにしたり軽々しく扱うべきではありません。

わが党は、今回の問題の重要性にかんがみまして、岸元総理、藤山元外相初め歴代の総理、関係者の方々に、これらの経緯についての説明をお願いしたい。これは当然のことだと思えます。また、ライシャワー元駐日大使の来日を求め、国会において証人としてお尋ねをしたい。真実を明らかにし、国民の納得できる説明をするため、それでございます。総理の所信をお伺いしたいと思えます。

最後に、きわめて重大なことでございますが、日本海域における日米合同演習に際しては、日本漁船への深刻かつ大きな被害についての原因、被害状況の調査はどうなっておるのか。漁民の被害について、補償には万全を期すべきであり、また、再発の防止等をどのように考えておられるのか。政府の御見解を伺いたいと思います。

すべてについて、虚構ではない、総理の赤裸々な、真情あふれる御答弁をお願いもし、期待をして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣(鈴木善幸)答へ〕

○内閣総理大臣(鈴木善幸) 答へいたします。

伊東外務大臣の辞任に関連してお尋ねがございましたが、今回の首脳会談は、両国政府は満足すべき成果をおさめたものであり、私からのたび重なる慰留にもかかわらず辞任されたのは、まことに残念なことでありました。いずれにいたしましても、これにより日米関係がいささかの影響も受けることはございません。

なお、共同声明についてのお尋ねであります。内容については私も目を通し、私の責任において最終的に決裁したものであり、その内容にも満足をおさしております。この点は改めて明確に申し上げておきます。

次に、ライシャワー発言と日米首脳会談との間に、時期的に見て何らかの関係があるのではないかと御指摘がありますが、私はそのようには考えておりません。

ライシャワー発言については、米側は、去る二十日マンスフィールド大使が園田外務大臣に述べられたように、これは一人の発言であり、米政府としては安保条約及び関連取り決めに基づく日本に対するその約束を誠実に遵守するとしていることは御承知のとおりであります。

なお、艦船による核持ち込みを含め、核の持ち込みに該当する場合はすべて事前協議の対象であります。

ることは、事前協議の交換公文の規定及びいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解から十分に明らかであり、この点について米側に確認する必要があるとする政府の考え方は、すでに累次にわたって御説明してきておるところであります。

また、日米間に了解の違いはないと考えられる以上、個々の点につき米側に照会したり、新しい日米合意をつくるための対米交渉をする必要はないものと考えております。

一九六一年の岩国のLST核搭載の調査の件につきましては、外務省に検討させることといたします。

なお、日本記者クラブでの私の発言につきましては、ライシャワー発言に関連しての数人の方々の答弁など、私の発言の全体を注意深く聞いておられれば、何ら誤解の余地はないものと考えます。

私は、他の方々の質問に対し、いわゆる核の持ち込みについては、あらゆるものを含めて事前協議の対象となること、また、その際に、非核三原則を十分踏まえて既定方針を今後とも継続していくことを強調いたしました。私が現実的に対処すると述べたのも、核については日本国民の間に特殊な感情が存在するという現実を踏まえて対処するということであり、したがって、核についての事前協議につきましては、いかなる場合でもノーであるという政府の考え方は何ら変わっておりません。(拍手)

なお、岸元首相、ライシャワー元大使などを国会に呼ぶようにとの御提言であります。証人、参考人を呼ぶかどうかの問題は、最終的には国会において御判断になることでありますが、政府といたしましては、以上申し上げてきた理由からいたしまして、改めてその必要はないものと存じます。

次に、日本海における日米合同演習についてであります。

今回ののはえなわ切断事故は遺憾な出来事であり、事前協議の交換公文の規定及び藤山・マッカーサー口頭了解から十分に明らかであり、この点について米側に確認する必要があるとする政府の考え方は、すでに累次にわたって御説明してきておるところであります。

また、政府は、直ちに米側に事実関係等を照会した次第であります。米側は、今回の事件は米艦船によって起こされた可能性があり、遺憾である旨述べるとともに、補償の用意があるとして、被害額についてわが方に照会してきております。

他方、今回の事故につきましては、ソ連側に責任があるとの見方もあり、政府は、目下ソ連側に對しても事実関係を照会中であり、

日本の安全のための日米間の訓練は必要であり、政府は、政府といたしましては、わが国の漁業の安全に支障を生ずることがないよう、今後とも漁業の安全に十分配慮していきたくと考えております。

なお、今回の訓練が期間半ばで中止される旨決定されたことは、すでに御承知のとおりであります。

○内閣総理大臣(鈴木善幸) 答へいたします。

○内閣総理大臣(園田直樹) 総理と重複を避けつつお答えを申し上げます。

核搭載艦船の問題は、このイントロダクションという言葉の中に寄港、通過が含まれているという点については、合衆国軍隊の装備における重要な変更を事前協議の対象とする交換公文の規定及びいわゆる藤山・マッカーサーの口頭了解から十分明らかにしたところでありまして、この点に關してわが国の主張はアメリカはよく理解しておるところであります。

なお、この点について米政府から何らかの申し入れ、要望はございませんでした。

次に、ライシャワー氏の言う口頭了解、これは、ライシャワー発言が、艦船による核持ち込みを事前協議の対象から除外するという口頭了解があったという点を言っておるのであれば、このようなのは存在していません。

ライシャワー発言で言われるところの核に關する大平・ライシャワー会談は承知をいたしておりました。

○内閣総理大臣(大村義治) 矢野議員のお尋ねに對しましてお答えを申し上げます。

まず、核兵器の具体的配備状況についてのお尋ねに對しましては、総理大臣からお答えがございましたが、防衛庁としての立場からお答え申し上げます。

米軍における核兵器の具体的配備状況、運用状況については、米側が公表しないこととしており、防衛庁としては承知しておりません。しかしながら、核兵器の持ち込みは事前協議の対象とされており、この約束を履行することは、米國にとつて安保条約上の義務であり、政府としては、安保条約が日米兩國の信頼関係に基づいている以上、米國のかかる約束が履行されていることに何ら疑いを有していません。

次に、日本海での日米共同訓練に際しての日本漁船への被害の状況等についてのお尋ねがございました。これに對してはお答えいたします。

水産庁からは、本年五月十四日から十六日まで、の間に五月二十日に、合計延べ百二十二隻の漁船が、北海道釧路沖等において、はえなわ切断等の被害を受けたとの情報を得ております。これらの事故は自衛艦によるものでないとは考えられませんが、日米共同訓練の後半に参加する米軍艦艇やソ連艦により発生した可能性があると言われており、事実とすればまことに遺憾であります。

昭和五十六年五月二十二日 衆議院會議録第二十七号 核問題等に関する塚本三郎君の緊急質問

防衛庁としては、被害者の方々の補償が速やかに行われるよう、関係省庁と緊密な連絡をとりながら、最善の努力を払うほか、今後の日米共同訓練の実施に当たっては、米側に對する漁業情報の提供に努める等、できる限りの措置を講じてまいりたいと考えております。

なお、防衛庁としては、諸般の事情を慎重に検討しました結果、今回の共同訓練について、本日十六時をもって中止することとした次第でございます。(拍手)

核問題等に関する緊急質問(塚本三郎君提出)

○議長(福田一君) 次に、塚本三郎君提出、核問題等に関する緊急質問を許可いたします。塚本三郎君。

〔塚本三郎君登壇〕

○塚本三郎君 私は、民社党・国民連合を代表し、ここ数日米、政府が混乱を重ねておられる一連の外交案件について、政府の明快なる説明を求め、国民の不安を除かんといたすものであります。(拍手)

まず第一に、過日発表されました日米共同声明についてお尋ねいたします。

今回の共同声明は、幾つかの点においてなお十分ではありませんが、それにもかかわらず、私もはますますのきばえと評価いたしております。

総理が、日米対等の立場で言うべきことは十分に主張したとされ、したがって、分担についても応分の責任を果たすことは避けられないことと認め、その結果、今回の共同声明は、日本にとって重荷を負わされたと思えるのは正当の評価であります。しかし他面、日本としてそれはいたし方ないことだというよりも、これからの日本としては、けだし当然であるとの評価もなすべきではないかと。

日本は、米国の初め世界各國、とりわけ自由世界の一員として、資源・エネルギー及び食糧など

を依存し、かつ工業製品の有力なる市場として、さまざまな恩恵を受けてまいりました。日本は、極端に許されるならば、これらの国々なくしては生きられない立場にあり、つまり、世界は日本を必要としなくとも、日本は世界なくしては生きられないという運命を背負っているからであります。

まして、日本は、経済大国を自負しながら、その割には、国際的協力においてきわめて貧弱で、先進自由諸國間にあつては、むしろ非難される国となり、ひいては孤立化への道を進むことを警戒しております。

今回の共同声明は、それをある程度緩和する方向にかじをとったという点で、われわれは一応の評価をしていのであります。

恐らく、総理御自身も、その点でアメリカ国内はもちろ、世界各國の意外な好評に気をよくして帰國されたことであらうでしょう。なのに、日本に戻つてみると意外にマスコミの論調は冷たく、野党からの攻撃の声にたじろいでおられたのではありませんか。

総理が、十二日の自民党内の最高顧問などとの懇談で、日米共同声明の作成の経過に不満を漏らされたこと及び参議院においても同様の発言をされたことは、官僚の思ひ上がり外交に不満を表現したものと受け取られますが、それは声明発表の前に対処すべき事柄であつて、帰國してからの不満表明はみづからの指導力の不足を自白したことにはなりません。共同声明は首脳会談の真実、真髓そのものでありまして、これを出した一方の当事者が後になつて異を唱えるに至つては、両者の信頼関係は一体どうなるのか。アメリカへの配慮の不足とみづからの指導力のなさを白状したものにかならないと思うが、いかがでありますか。(拍手)

首相が異を唱えている間は、いまだ日本国内における鈴木総理の掌握力の弱さを暴露したにとどまりますが、伊東外務大臣の辞任に至つては、

無責任、不信用のそしりを國際間に招いたものと受けとめるのが常識でありましょう。

そこで、質問しなければならぬ第一は、共同声明そのものに異論があるものであります。あれば、どの部分なのか。先ほどは「満足している」とおっしゃったが、それならば、共同声明作成の過程に異論を唱えておられるのか。これも「再三三三三三三」といふおっしゃった。それならば、でき上がった共同声明の解釈をめぐつてなのでございましょうか。この点をはっきりと御説明願わなければ、私も何が何だかわからないではあります。私どもは何かの責任は、外務大臣というよりも総理御自身にあると思うが、いかがでございますか。(拍手)

次に、共同声明は、「日米兩國間において適切な役割の分担が望ましいことを認めた」とし、「また首相は、日本の領域及び周辺海・空域における防衛力を改善し、並びに在日米軍の財政的負担をさらに軽減するため、なお一層の努力を行うよう努める旨を述べ、この関連で、両者は、六月予定される大臣レベル及び事務レベル双方での日米兩國政府の代表者による安保問題に関する会合に期待した」と結んでおります。

これはどう読んでも、米國が分担していた日本周辺防衛の一部を軽減し、その分を日本側が分担を増大せしめることを行つたとの約束であります。総理が、いま改めて、新たな防衛力増強の約束を否定されることには、余りにも無理があると言わなければなりません。

共同声明は、第一項で、両首脳は日米が同盟関係に立つことを再確認し、第二項で、ソ連の軍事力増強をにらみ、他國への軍事介入は容認できぬと対ソ共同対決の方針を約束し、第四項で、アメリカは中東沿岸地域の安全確保のため、極東軍事力をその方面に転出させたので、極東の防衛力は弱まった、日本はこの措置による受益者だから、この欠落した部分は自分で補充することが必要だと両首脳が意見の一致を見、第七項で、國際的挑

戦に對処するために、日米はともに西側の一員としてつり合いのとれた役割りを分担すると述べ、第八項で、前述のごとく、在日米軍財政負担の軽減に一層の努力をするを言明しているではございせんか。

私が質問をいたさなければならぬ第二の点は、これほどまでに言明されておながら、新たな軍事的分担の増大を約束したものでないという説明は、相手國アメリカに對する背信の行為となることを恐れるのであります。その点、しかと総理の所信のほどを伺いたしたのであります。

安全保障は、総理が担う至上の國務であります。日本の安全に對し不可欠と考えてアメリカ大統領と約束されたならば、総理は、國民に堂々とその真実を語るべきだと思ひます。いたずらに右顧左弁することは、わが國の防衛の基本をさらに狂わせ、ひいては、外務大臣が憤慨して辭職するにとどまらず、アメリカその他友好國からの日本不信を増大せしめることは避けがたいと憂慮するが、総理はこれを何と受けとめておられますか。

また、共同声明に述べられた國際情勢と認識が正しいとの信念をお持ちならば、防衛庁が今日用いられている五十二年作成の「防衛計画大綱」を改める必要がありましょう。

日米共同声明では、高まりつつある世界の緊張に憂慮を表明し、それに対処する約束を明言されながら、他方、国内では、五十二年におけるデータ時そのまゝの「防衛計画大綱」を維持し、それでいて、別表による装備の増大のみをねらつて、GNP一増減や予算要求におけるさらに来年度へ一〇％増という別枠の数字のみを先走らせることは、政府の武器の買入競争ではないかという批判となるのはけだし当然であります。

行政改革が叫ばれ、福祉や教育や國民の健康までも切り下げられようとする財政窮乏の今日、なお安全保障がそれらに優先する最重要課題とお信じになるならば、政府は、それだけの信念を持つ

九六一

昭和五十六年五月二十二日 衆議院會議録第二十七号 核問題等に関する塚本三郎君の緊急質問 核持ち込み問題等に関する不破哲三君の緊急質問

九六一

れにいたしましたも、これはあくまでわが国の国内問題であり、これにより日米関係にささかの影響もあるとは考えておりません。

なお、今回の共同声明の基調は、日米首脳間で、世界の平和及び繁栄を目指し、日米両国が協力していくことを約している点であります。

また、共同声明に言う日米両国間の同盟関係とは、民主主義及び自由という、両国が共有する価値の上に築かれた総合的な日米間の関係をとらえて表現したものでありまして、日米関係を同盟関係と表現したからといって、それは現在の日米関係の枠組みを変えるような新たな軍事的意味を持つものではありません。

なお、共同声明で述べている役割分担の考え方は、従来に比べて新しいことを述べたものではなく、わが国が集団的自衛権を行使できないことは憲法上明らかであり、極東の平和と安定のためには日本の役割は、日米安保条約の円滑な運用のほか、政治、経済、社会、文化の各分野における積極的な平和外交の展開に重点が置かれることとなります。

もとより、わが国自体の防衛に当たって共同対処する日米両国の間に役割分担が生ずることは自然のことでありまして、また、わが国が自国の防衛上の観点から自衛力の整備を進めることは当然であります。

日本が国際社会において果たすべき役割りについてお話をいたしました。

わが国は、平和国家としての基本的立場を堅持しつつ、日米安保体制を基礎とする日米協力関係を一層強化し、国際社会が直面する問題の解決のため、わが国の国力、国情にふさわしい役割りを積極的に果たしていくべきものと考えております。

この点は、私がこれまでいろいろな機会に述べてきているところでありまして、先般の訪米の際も、私とレーガン大統領との間で率直に話し合った次第であります。

いずれにせよ、私は日本の総理として、国民の意向を体して外交を進めてきております。米国のにおいても、言うべき点は率直に申し述べました。米国の核抑止力に、私の国内での発言と異なるものでないことを明確に申し上げておきます。

次に、ライシャワー発言についてであります。安保条約の核に関する事前協議制度のもとにおきましては、艦船による核持ち込みを含め、核の持ち込みに該当する場合はすべて事前協議の対象となっております。これが日本政府の従来からの見解であり、いまも変わっておりません。

この点につきましては従来から申し上げており、事前協議に関する交換公文の規定及びいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解から十分明らかにであると政府は考えております。

なお、去る二十日、今回のライシャワー発言に関連して、マンスフィールド大使が園田外相に対し、昭和四十九年十月にラック発言との関係で当時のインガソル國務長官代理によって表明された米政府の見解を再度確認してきたことは御承知のとおりであります。

次に、米国の核のかさの問題であります。わが国は、核の脅威に対してわが国の安全を維持するために、安保条約に基づき、米国の核抑止力に依存していることは御承知のとおりであります。この米国の核抑止力は、米国の核兵器がわが国の防衛のために使用され得る可能性があるという事実自体に基づくものでありまして、米国の核兵器が日本の領域内に存在しなくても、米国の核抑止力が働くことに間違いはないと思っております。

残余の点につきましては、関係大臣から答弁をいたささせていただきます。(拍手)

〔國務大臣園田直君登壇〕

○國務大臣(園田直君) お答えをいたします。

総理からお答えされたところでありますけれども、本問題に関して、日本と米国の間に了解の相違はございません。非核三原則を中心とした日本の主張はアメリカ側も理解するところであります。

す。

なお、米国の核のかさの下にあって、核の脅威に對してわが国の安全を維持することは当然であります。安保条約に基づき、米国の核抑止力に依存しております。しかし、米国の核抑止力とは、米国の核兵器が日本の国土内になければ抑止できないとは考えておりませんので、この両方の理論には矛盾はないと考えております。(拍手)

〔國務大臣大村義治君登壇〕

○國務大臣(大村義治君) 私に対する塚本議員のお尋ねは、二点あったかと思っております。

まず第一は、日米共同声明に関連いたしました。日本側の分担の点について六月の実務者で詰めるという約束であると思うが、防衛庁は、これにどう対処するつもりであるかというお尋ねの点でございます。

この点につきましては、日米両国の防衛責任者が、日米安保条約の円滑な運用に關し十分意思疎通を図っておくことは重要なことであると考慮しております。六月の日米安保事務レベル協議及び私の訪米に際しましては、具体的な問題は現在のところ決まっておりますが、総理訪米の結果を踏まえて、国際情勢を含め防衛問題について、わが国の憲法及び基本的な防衛政策にのっとり、米側と率直に話し合い、相互理解を深めたいと考えております。

次に、防衛の整合性に関連いたしました。防衛計画についてお尋ねがございました。この点についてお答え申し上げます。

わが国は、現在昭和五十一年に策定いたしました「防衛計画の大綱」に従いまして防衛力整備を進めていくところであります。現在の防衛力は同大綱に定める水準にも達しております。装備の老朽化、即応性の不備、抗堪性、継戦能力の不足等、種々の問題が存するところでございます。したがって、最近の厳しい国際情勢にかんがみ、防衛力の現状における不備等を是正し、「防衛計画の大綱」に定める防衛力を可及的速やかに達成することを目指すのであります。

ることが目下の急務であると考えており、いま直ちに「防衛計画の大綱」を改正する考えは持っておりません。(拍手)

核持ち込み問題等に関する緊急質問(不破哲三君提出)

三君提出

○議長(福田一君) 次に、不破哲三君提出、核持ち込み問題等に関する緊急質問を許可いたします。不破哲三君。

〔不破哲三君登壇〕

○不破哲三君 私は、日本共産党を代表し、核兵器の持ち込み問題を中心に、鈴木総理並びに閣僚に質問をしたいと思っております。(拍手)

ライシャワー発言によって明るみに出た核兵器持ち込みの問題は、世界ただ一つの被爆国である日本が、国民の意思に反して核戦争の基地にされているかどうかという問題であり、政府が二十一年間この問題で国民をだまし続けていたのかがどうかという問題であります。

〔議長退席、副議長着席〕

事はきわめて重大であり、玉虫色とか灰色の決着の許されない問題であります。そういうつもりで、政府の明確な答弁を求めたいと思っております。

第一に、ライシャワー発言に反論して政府は、核の通過、寄港を事前協議の対象とするという政府の解釈は明確である、こういう答弁をされました。しかし、核を持ち込むのは日本政府ではなくてアメリカ政府であります。アメリカ政府が、この点で日本政府と同じ解釈に立っているのかどうか、これが問題であります。

昨日、総理や外相は、たとえば一九六〇年の藤山・マッカーサー了解とか、一九七四年の安川・インガソル会談とか、一九七五年三月の照会とか、つい最近行われた園田・マンスフィールド会談とか、いろいろ挙げておりますが、政府自身の説明によっても、それらの会談や了解事項の中に、核の通過とか核の寄港とかトランジットという問題が明記されていたことは何ら

説明されていないわけでありませう。そこには核持ち込み、イントログクシオンという言葉があるだけで、ここに核の通過や寄港が含まれているのかどうか中心問題であります。もし日米間に明確な了解があるというのであれば、一体どこで、核の通過や核の寄港、トランジットという問題を、用語としても明示して日米両国間に合意が行われたのか、そのことについて明確な答弁を求めるものであります。(拍手)

そして、もしこのことが政府の一方的な解釈にとどまるものであつて、米側と明示の了解がないのであるならば、政府は直ちにアメリカ側と交渉して核通過、核寄港を事前協議の対象とするという点で明確な合意を確立すべきであります。(拍手)

第二に、ライシャワー発言は、七年前にアメリカ議会で行われた元提督ラロック氏の証言を裏付けたものであります。

ラロック氏は、その際、その証言に先立って、もう一つ重大なことを言っております。「私の経験からすれば、核兵器を積載する能力ある艦艇は、どんな艦艇でも核兵器を積載している。」これは、アメリカが巨額の金を使って核兵器積載用に軍艦をつくる以上、その軍艦を海外に配備するときに核を持たない、いざとなったら取りに帰るといふようなことがあり得ないことは明瞭であります。そして、現在アメリカ海軍が持っている艦艇、特に空母、巡洋艦、駆逐艦、フリゲート、潜水艦、この戦艦用艦艇三百三十三隻のうち、その九一に当たる三百二隻は核兵器積載可能に設計されております。太平洋艦隊に属する百四十隻のうち百二十二隻が核兵器積載可能、ラロック氏によれば核を積んで動いている軍艦であります。この軍艦が寄港するのは横須賀だけではありません。私どもが調査したところによれば、横須賀、佐世保、舞鶴、ホワイト・ビーチなどの米軍あるいは自衛隊の軍港ばかりか、小樽、函館、秋田、新潟、名古屋、大阪、神戸、呉、岩国、別府、博多、長崎、那覇、そういう平和な港にまで、これらの軍艦が絶えず出入りしているわけでありませう。

先ほど秋田沖の米日海軍の合同演習のことが問題になりましたが、この合同演習には米軍の艦艇十二隻が参加しております。そのうち、原子力ミサイル巡洋艦ベインブリッジを初め、駆逐艦七隻、フリゲート艦一隻、この九隻は核兵器積載可能の艦艇、ラロック氏によれば現に核を積んでいる艦艇であります。十七、八日には、こういう艦艇、駆逐艦三隻が京都の舞鶴に入港しているわけでありませう。

事はきわめて重大であります。私は、政府にまず第一に要求したい。これらの核兵器積載可能な艦艇が、一体日本の港に、いつ、どれぐらい入っているのか、政府は直ちに調査して、この寄港状況を国民に報告することを求めたいのであります。(拍手)

第二に、核の寄港について、核の持ち込みを許さない、トランジットも事前協議の対象で御免だということまで日米間の明確な合意が成立するまでは、これらの艦艇は明確な核の容疑のある艦艇でありますから、これらの一切の米海軍艦艇の日本寄港を中止させる措置をとるべきことを、私は政府に要求するものであります。(拍手)

次に、ライシャワー氏が問題にした事前協議の除外事項、これは単に核艦船の寄港ばかりでなく、核積載航空機の一時的な寄港も除外だということ、先日も、アメリカ政府が働いた対日専門家は六〇年以後のアメリカ政府の一貫した解釈だとして報道されました。核積載の飛行機の一時的な寄港問題について、一体日本とアメリカの政府の間で、どのような交渉がこれまで行われてきたのか、この点についても私は明確な報告を求めたいのであります。

これらは決して机上の議論ではありません。アメリカ側は、ライシャワー氏が言うような解釈に基づいて、現にこれまで現実に日本に核を持ち込

んでいる、これは歴然たるものであります。

わが党は、一時立ち寄り、トランジットという名目で核兵器が在日米軍基地に一定期間持ち込まれた、そのことを記録した米軍文書を手に入れました。これは、沖縄の嘉手納弾薬庫に配備されている米空軍の第四〇〇弾薬整備中隊の一九七五年二月二日から八日までの週間整備計画書であります。この一週間どのような作業をするのか、克明に記録されております。その冒頭には司令官のサインまで明確にあります。

これによると、一九七五年二月三日、B61という核爆弾が嘉手納の飛行場から嘉手納弾薬庫の整備作業場に運ばれて、二月三日、二月四日、二月五日、二月六日、四日間ここで整備補修の作業を受けた、そして、二月七日に嘉手納の弾薬庫から、また嘉手納の飛行場に戻されたということが、この中には明確に記録されているわけでありませう。私は、すでにこれに関する全資料を政府側に手渡しましたが、政府が慎重に調査をすること求めたいと思ひます。これは明白な事実であります。

アメリカ側は、五日間の滞在だからトランジットだといって事前協議をしない、これがアメリカの解釈であります。しかし皆さん、一時立ち寄りも事前協議なしでは許されないとする日本政府の解釈が日米間の合意であるならば、これは両国間の協定を正面から踏みにじった不法行為であります。そしてまた、核持ち込みを許さないという政府の説明を聞いてきた日本国民に対する重大な挑戦であります。これは絶対にいまいない解決は許されないのであります。

私は、政府が責任を持ってこの真相を調査し、米政府に抗議し、再びこのようなことが行われないように、基地の立入調査を含めて、核持ち込みを絶対に許さない保障体制を責任を持って確立し、そのことを国民と国会の前に報告することを厳重に要求するものであります。(拍手)

なお言えば、B61というのは、現在アメリカが

持つておる空軍用の核爆弾四種類のうちの最新鋭のものであります。そして、この爆発力は百キロトンから五百キロトンと言われておりますが、広島型原爆の十倍から四十倍という威力を持った核爆弾であります。

さらに、核持ち込みのもう一つの重大な危険は、明示的に核攻撃任務を与えられた核部隊が、日本の領域に平気で配備されていることでもあります。

私もはすでに、岩国の海兵航空隊、それに付随するMWWU1、海兵航空団第一兵器部隊、嘉手納の空軍とその弾薬整備部隊、これらについて、これがアメリカの公式文書によって核攻撃任務を与えられたものであることを繰り返して指摘してまいりました。ところが、政府は、核弾頭さえなければ核部隊があつても核ではない、そういうことを言つて、この配備を認めてきたのであります。

しかし、これらの部隊は、平時から、命令があればいつでも核攻撃に飛び立てるような準備を絶えず整え、その訓練を日夜行つております。有事の際に核弾頭さえ持ち込まれば、日本は核攻撃の第一線基地に転化する、そういう態勢になっているのであります。日本政府が、どんな場合でも核持ち込みを認めないという態度を貫く、アメリカもそのことを理解しているというのであれば、そういう核部隊をこの日本に置くことは、アメリカにとつても全く無意味なことでありませう。

私は、政府が、そういう一切の核部隊、特に岩国のMWWU1のように、アメリカのコマンド国防隊によつて、この部隊は核兵器と毒ガス以外は扱わない専門部隊だ、岩国にいるスカイホークやイントルーダーに実戦用の核兵器を供給する任務を持っているのだ、こういうことが明らかになっている核部隊は、直ちに日本から撤退させるようアメリカ政府に要求することを求めるものであります。(拍手)

実は、ここに事前協議問題のもう一つのなぞに包まれた問題があります。政府は言おうとしま

んが、一九六〇年の安保改定交渉以来、事前協議問題で日本とアメリカが最も突っ込んだ交渉をやったのは、沖縄復帰の問題について協議した一九六九年の佐藤・ニクソン会談でありました。そのときにアメリカ側で準備に当たったのはキッシンジャーでありましたが、彼は、先日発表した回顧録の中で、あの合意には、「日米安保条約の事前協議制度に関する米政府の立場を害することなく」という文章を書き込ませた。これは実際に緊急事態が発生する以前でも、沖縄の核兵器問題をとり上げる権利を得た、アメリカ側がもう一度沖縄に核を持ち込める権利を得た、そう言えるようにこの条項を書き込んだのだということを回顧録で明確に記録をしております。

そして、さらに重大なことは、これに呼応するかのように日本政府が、国会や国民には、どんな場合にも、有事の場合にも核持ち込みの事前協議にはノーと答えると言いつつ、アメリカに対しては、その態度を通告しないどころか、全く反対のことを通告している、こういう事実があることであります。多くの事実がありますが、私はここで一つの事実を挙げたいと思います。

六九年十一月に佐藤・ニクソン共同声明が結ばれた十カ月後、一九七〇年九月に、時の防衛庁長官中曾根康弘氏がアメリカを訪問しました。そして訪問の記録を、ここにありますようにマル秘と書いてありますが、防衛庁長官中曾根康弘の名前で報告書をみずから書いております。

この中には、防衛庁長官としてレオード国防長官と会ったときに、核問題について、一応個人的見解とは断りながら「米国の核兵器の再導入については留保しておく方がよいと考えている。これは事前協議の対象となるものであり選択の可能性を残して留保しておくのが賢明と考える。」というわけであつたといふことをみずから記録しているわけであり、選択の可能性といふのは、いざというときに日本側に再持ち込みの意思あり、イエスもあるといふことを防衛庁長官が国防長官に述べたものであります。

のであります。しかも、この文書の記録の末尾の方には、中曾根大臣自身の所感として、リエントリ、再持ち込みについて留保するという私の考えは、アメリカの国防、国防両省から歓迎されたと言っているわけであり、国民にそういうこととは言いながら、アメリカに対してはそういう態度をとる。これならば、アメリカがいざというときには持ち込めると考えるのは、あたりまえじゃありませんか。(拍手)

私は、中曾根現行政管理庁長官に、どういふ真意でこのような交渉をやったのかを説明をいたしたと同時に、総理に対して、二度とそのような言動が許されないこと、そしてまた、核持ち込みに関する事前協議にはイエスはあり得ないことを明確にすること、そして、そのことをアメリカ政府に公式に通告することを厳重に求めるものであります。(拍手)

こういう事態があるのは、非核三原則が単なる政府の政策声明や国会決議にとどまっているからであります。この問題に決着をつけるには、非核三原則の法制化が何よりも重要であります。(拍手)

このことを総理、総裁に求めるとともに、アメリカの核戦略の危険性がこのように明確になった今日、日米軍事同盟の強化に踏み切ったさきの共同声明の誤りは明らかであり、これに基づく軍拡路線の中止、軍事同盟路線の中止を要求する。そしてさらに、わが党としては、このような危険を一掃するために、日米安保条約を早くなくして、非同盟中立の日本に進むために、さらに全力を尽くすことを最後に申し上げて、私の質問を終わるのであります。(拍手)

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) 答えをいたします。日米安保条約の核に関する事前協議制度のもとにおきましては、いわゆる艦船による核持ち込みを含め、核の持ち込みに該当する場合はすべて事前協議の対象であります。これが日本政府の従来の見解であり、いまでも変わっておりません。この点につきましては、すでに御答弁申し上げているとおり、事前協議に関する交換公文の規定及びいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解からして十分に明らかでありまして、この点に關し日米間に了解の違いはないと考えています。

なお、昭和五十年三月二十六日、藤山・マッカーサー口頭了解について、日本側の了解の内容に異存がない旨、米側も正式に確認した経緯があることは、不破議員も御承知のとおりであります。なお、核寄港問題についての日米間の合意が成立するまで、一切の米海軍艦艇の日本寄港を中止させよとのことでありますが、安保条約の核に関する事前協議につきましては、米政府は、安保条約上の誓約を遵守することを繰り返し確言してきています。これは御承知のとおりでありまして、これまで米側が事前協議を行ってきていない以上は、米核積載艦が寄港したというような事実はないものと考えております。

したがって、御指摘の措置をとることは考えてもおりませんし、またその必要はないと思っております。次に、在日米軍基地への核兵器の持ち込み問題であります。政府といたしましては、これまで米側が事前協議を行ってきていない以上は、核が持ち込まれたというような事実はないと考えております。したがって、施設、区域への立入調査などもその必要はないと考えております。

次に、わが国の防衛努力についてであります。わが国は、憲法及び専守防衛、非核三原則等、基本的な防衛政策に従って自主的に防衛力整備のための努力を行ってきております。これは御承知のとおりであります。この点は、さきの日米共同声明においても明記されておるところであります。また、米国によるわが国へのいかなる核兵器の持ち込みも、厳格に事前協議の対象とされております。

す。したがって、米国の核戦略に連動した軍拡路線などといった御指摘は全く当を得ておりません。

なお、御指摘の非核三原則の法制化の問題につきましては、非核三原則を堅持することは政府の一貫した政策であり、この政策はすでに内外に周知徹底されております。また、この問題については、国会における諸決議により国会の意思も明確に表明されておりますことから、これを改めて法制化する等の措置をとる必要はないと考えています。なお、残余の問題につきましては、所管大臣から答弁をいたさせていただきます。(拍手)

○国務大臣(園田直君) 答えをいたします。御質問の中にありました米軍文書というものがいかなるもので、どういう経路で、どういう責任で出されたか、承知をしております。が、いざにいたしましては、安保条約の核に関する事前協議制度のもとにおいては、いわゆる艦船による核持ち込みを含め、核の持ち込みに該当する場合はすべて事前協議の対象であります。これが従来の日本側の見解であり、今後も変わりはありません。

また、繰り返しになりますが、二十日にマンスフィールド大使から私に対して、昭和四十九年十月、ラック発言との関連で当時のインガソル国務長官代理によって表明された米政府の見解をみずから確認してきた次第であります。したがって、これまで米側が事前協議を行ってきていない以上は、核が持ち込まれたというような事実はないと考えており、また、施設、区域の立入調査等もその必要はないと考えております。

核部隊あるいは核専門部隊、ガス要員という話がありましたが、これは世界各國、大体そういう要員は各所、逐次に移動していくわけでありまして、必要に応じて各所にこれは使用されます。こういう部隊がおったから核兵器を持っているという証拠にはならないと考えております。

次に、政府が従来から繰り返して説明しておりますとおり、沖縄返還交渉の際に、御指摘のような核兵器持ち込みに関する密約のごときものは一切存在しておりません。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 私が訪米いたしました際に報告書のようなものをつくったと言われませんが、そういう事実はございません。防衛庁長官が報告書をつくるということはないのです。出すとすれば総理でしようけれども、総理に対しても、そういうものをつくった例はございません。ただ、当時私が随行した者が、部内の資料として私の行動をメモしたその記録文書はございます。そのことを言われているのではないかと思います。その文書は、もう十年前にできた文書でございます。まして廃棄処分になっておる、こういうことを聞いております。

そのときの話でございますが、十年前のことでは記憶は定かではございませんが、当時、沖縄の返還問題が重大政治課題であったわけですから、その中でも、特に核抜き返還をいかに実現するかということ、佐藤内閣は血みどろの努力をしておったときであります。

私、たまたま訪米いたしましたして、レアド国防長官に会いまして、この核抜き返還の重大性に関する日本国民の要望をしばしば伝えたのであります。この核抜き返還ができるかできないかという点によって、将来の日米友好親善の基本が固まるということを強く訴えたのであります。レアド国防長官は、アメリカ議会の情報からして、それはきわめてむずかしいという答弁を当時しておられました。しかし、私は何回も、これがキーポイントになるということを強く要請した記憶はございます。しかし、当方からいわれる再導入を認めるような発言をしたとか、そういう話を全くとはいえません。(拍手)

核問題等に関する緊急質問(山口敏夫君提出)

○副議長(岡田春夫君) 次に、山口敏夫君提出、核問題等に関する緊急質問を許可いたします。山口敏夫君。

〔山口敏夫君登壇〕

○山口敏夫君 私は、新自由クラブを代表して、総理並びに外務大臣に、本日議題となっておりまして日米共同声明、核問題等に関し、政府の政治姿勢、日米外交関係を中心にお尋ねしたいと思っております。

昨年の大平内閣不信任案の成立、衆参ダブル選挙と政局不安、混乱の中で鈴木内閣は誕生いたしました。たなばた内閣、はからずとも内閣との批判の中ではございまして、その多年の政党政治家としての経験を生かし、与党自民党内に磐石の鈴木体制を確立したその政治力、国民的課題である行政改革、財政再建に意欲的に取り組み、みずから政治生命をかけるとの決意と勇断に、国民の中には、その長期安定政権を望む人さえあったのであります。

しかるに、今日の日米首脳会談、ライシャワー発言をめぐる核問題についての総理を初め政府部内の不統一は、全く国民の信頼を失うものであります。国の最重要課題について一日も早く、矛盾と動揺と混乱に終止符を打ち、国民が安心できる政治指導力を発揮し、対外的な信頼回復を期待しつつ、数項目、政府の見解をただしたいのであります。総理は、首脳会談は首脳がやることであって、ワシントンからの帰国後おっしゃられました。先進国首脳会談が開催されて以降の外務省の慣行に強い不満を述べておられました。総理の主張は当然のことでもあります。

総理が、日本の国会での与野党の論議を踏まえて、日本国憲法の制約下における防衛の問題、国民感情、日米経済問題等、レーガン大統領と率直に話し合われたというところはうかがい知ることができまが、総理、あなたは、仮にも国の最高指導者であり、政策決定者であります。日米会談のすべてはあなたの責任に帰結するのであります。鈴木・レーガン会談で、どう問題が話し合われたのか、両者間だけの会談で国際情勢をどう確認されたのか、首相は、レーガン大統領と話されたその政治的な部分を、共同声明の中にどう織り込んだか、この機会に再度お伺いし、国会の場を通じて御発言、御報告をいただきたいと思っております。

導者であり、政策決定者であります。日米会談のすべてはあなたの責任に帰結するのであります。

鈴木・レーガン会談で、どう問題が話し合われたのか、両者間だけの会談で国際情勢をどう確認されたのか、首相は、レーガン大統領と話されたその政治的な部分を、共同声明の中にどう織り込んだか、この機会に再度お伺いし、国会の場を通じて御発言、御報告をいただきたいと思っております。

いづれにいたしましても、同盟関係は、外務省当局の説明を伺っております。複数の国家が、互いに相手の国を防衛するため、または共同して第三国を攻撃するために協力し合う関係を言う場合もあれば、必ずしも軍事的関係に限らず、広く種々共通の利益を有する複数国家間の緊密な協力関係という意味で用いられることもある」という解釈に立っております。必ずしも軍事的関係にとどまらないうと弁明にこれ努めておりますが、同盟という言葉が、かつて軍事同盟以外に使われたことがあったでしょうか、外務大臣に伺いたいと思っております。

わが国の歴史を振り返ってみましても、同盟関係が有終の美を飾ったことはほとんどなく、その大部分が破滅的、悲劇的な結果に終わっているのであります。まして、今日のわが日本国、国民は、平和憲法とそれに基づく民主主義の根深い定着の中で、その結果としてもたらされる国内の安定から、米国の二十五分の一、ソ連の四十分の一の小さな四つの島の中で、非西欧圏でただ一つ、世界第三位の経済力を持つに至っております。国民の勤勉さ、優秀さを誇り過ぎるということのない繁栄を今日築き上げたのであります。

その賢明な国民は、戦後三十数年たった今日、国際社会における日本の役割、自由主義陣営の中における日本の責任等を十分自覚し、承知をしておるのであります。だからこそ、厳しい経済環境、財政の中にもかかわらず、防衛費の増額に

も一応の理解を示し、自動車問題に代表される日米経済交渉にも、種々言い分があるにもかかわらず譲歩し、納得しておるのではありませんか。

アメリカ・レーガン政権にとっても頭の痛い問題である自動車問題を首脳会談前に解決せずに、アメリカとの交渉のカードとしてこれを有効に使うべきだという意見もありますが、首脳会談前に決着するという武士道精神は、今日の外交、対外関係にも生きておるのであります。

しかるに、日米基軸、日米中心、連帯の中で国際社会に貢献していくと考えている国民の意識は、完成の段階に差ししかかっていると言っても過言でないと思っております。にもかかわらず、一部の外交屋、国際屋が、米国の気持ちを代弁したとはいえないものの、軍事的色彩のきわめて強い同盟などという言葉を無神経にも使い、そのかけがえのない日米関係を水をかけ、日米両国民の間に誤解と不信を招いた責任、日米外交、友好信頼関係を損ねた責任は、一体だれがこれをとるおつもりなのか、外務大臣に伺いたいと思っております。

伊東前外務大臣が責任をとってやめられた理由は、まさにそこにあるのではないかと。とするならば、伊東前外務大臣ではなく、その指導力の欠如を率直に認めて責任をとるのは、総理自身ではないのか、鈴木総理のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

ライシャワー発言後に、日米政府間で、核持ち込みについて園田外務大臣とマンズフィールド大使の会談が行われ、ライシャワー氏の発言の真意を否定されました。

ライシャワー氏は、半世紀に及ぶ日本の研究家、駐日大使として両国の外交面でのかけ橋ともなった人でありました。ライシャワー氏は、深い愛をわらぬ日本への愛情と、日米友好維持への使命感に燃えた人物でもあり、ハーバード大学における最後の歴史的講義の中で、彼は、日本が自国の問題に集中することから、より重大な世界の問題——日本がみずからの運命をそれによって究極的に決

昭和五十六年五月二十二日 衆議院會議録第二十七号 核問題等に関する山口敏夫君の緊急質問

九六六

定される——に關心を振り向けるのが遅過ぎると指摘しております。

そのライシャワー氏の発言を、単に一人、引退した老教授という、人格を否定するがごとき、その内容の信憑性の否定に躍起となっている政府の姿勢はいかにもものではないか。ライシャワー氏が生涯をかけた日米友好の立場に立つての発言として、謙虚に敬意を持って受けとめ、核問題にいま一度深い関心と問題認識を改めるべきではないでしょうか。

非核三原則の中で、従来から不透明であった核積載艦の領海通過、寄港をも含めて、核持ち込まずとの非核三原則の堅持を、政府の大方針として明快にされましたが、この方針は、米政府にいつ説明し、いつ了解を求めるのか。六月のハワイの実務者会議でこの確認をとるのか。フィリピンでのASEAN外相会議に参加するヘイグ國務長官に対して、園田外務大臣との間で確認をとるのか、外務大臣にお伺いをしたいと思います。

また、総理も外務大臣も、核持ち込みはないと言明しておりますが、本日の午後一時、AP電によりますと、ジョンソン元米國務次官が、一九六一年初春、米軍岩田基地海上数百メートルの地点で、米上陸用舟艇に原子爆弾が積載されていたという事実をまた明らかにしました。外務大臣に、この点をお答えいただきたいと思ひます。

総理は、核兵器を持っているのは米国であります、事前協議のイニシアチブも米国にあります、その米国が事前協議を申し出てこないのだから、日本への核持ち込みはない、そういうフィクションが明らかにされたとき、総理は、どう責任をとるのか。その政治的見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

一九七四年、日本の政治家として初めてノーベル平和賞を受賞した佐藤栄作氏は、オスロ市における記念講演において、「私は、核兵器を保有しない日本の進路について熟慮のうえ、日本政府自身の政策として、非核三原則という政策を設定し

たのであります。核兵器を作らず、持たず、持ち込まずという三原則であります。この非核三原則という政策は、わが国の国会の決議としても採択されました。私はこんど、わが日本のいかなる政府のもとにおいても、この政策が引続き継承されてゆくであろうことを信じて疑わないのであります。」と述べております。

また、佐藤氏にノーベル平和賞を授賞されたその理由披露の中で、オーセ・リオネス女史は、「日本国憲法には、戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と明記されております。これは、一国の憲法としては、類のない事項であります。佐藤氏は政府首班として、憲法の反戦条項が、日本の政策の基盤であることを再三強調しました。また同氏は、核兵器に關して日本政府の抱くところとすべき三原則、すなわち「核兵器を作らず、持たず、持ち込まず」という非核三原則を提唱しました。日本国民は、佐藤氏のこのような平和政策を支持し、事態がこれに反する方向に進む徴候には強い反発を示しました。「日本国民は、核兵器に対するアレルギーを持っています」とよく言われますが、そうしたアレルギーは健康な徴候であり、他の諸国は、これに学ぶべきであらうと思ひます。」と述べております。

佐藤元首相のノーベル賞の受賞は、単に一佐藤氏の政治家としての勲章ではなく、その大きな理由となった非核三原則は、わが国会の決議の上に基づいた、日本の政府が、日本の議会が厳守すべき大政策であるということを銘記すべきであります。

スペースシャトル「コロンビア」の帰還で、世界の目は久しぶりに宇宙に向けられました。この成功を手放して喜ぶことはできるでありましょうか。これまでスペースシャトル計画に最も關心を寄せてきたのは米国防総省であります。軍事専門家の間では、軍事利用、特に対ソ戦略との関係で関心が高いのであります。

ブラウン前国防長官は、アメリカ上院委員会で、「スペースシャトルは米国の将来の軍事計画にとって欠くことのできない重要性を持っている」と証言をしております。まさに地上のみではなく、宇宙での軍拡が進行していることを否定しようがありません。この競争の火つけ役は、またソ連にもあるものであります。

こうした宇宙にまで広がる軍拡競争、際限のない兵器転用によって、近い将来の人類を脅かす危機に包圍されているのが今日の現状であります。にもかかわらず、三原則の二項目である「核を持ち込まず」を削除して、二項目、二原則に政策転換すべきだという近視眼的な提案に、外務大臣は、昨日外務委員会において一部理解を示すがごとき態度でございましたが、心底から非核三原則を堅持するおつもりがあるのかどうか、改めてお伺いしたいと思います。

日本の役割りは、歯どめのない軍拡や核拡大到狂奔する大國を説得し、日本をして軍事的役割りを分担するのではなく、人類の平和、福祉に貢献することが私たち日本の役割りではないでしょうか。国民もまた、……

○副議長(岡田春夫君) 山口敏夫君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願ひます。

○山口敏夫君(続) みずからの國の発展にのみ關心を持つのではなく、世界の中の日本として、南北問題の解決と世界経済体制の安定に積極的貢献すべきであります。

七月のオタワの先進諸國首腦會議における各國の海外経済協力費、防衛費の負担の合計とわが國の負担を比較してみれば、GNP対比で三七・七、一・八と差があり、これを金額に直すと約四兆円弱に近い開きがあるのであります。この経済協力を増額することによって、アメリカの防衛費負担に対する要求を政策転換させることができると総理はお考えでしょうか。また、今日と同じように日米關係を軍事的同盟關係の中で維持す

ることを考えておられるのか。新しい時代の日本の最重要政策について、總理自身の所信をお伺いし、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

〔内閣總理大臣鈴木善幸君登壇〕

○内閣總理大臣(鈴木善幸君) お答えをいたします。

まず、共同声明についてであります。その内容につきましては、すでに矢野議員ほか、先ほど來御質問にお答えをいたしましたとおりであります。私も目を通し、私の責任において最終的に決裁をしたもので、その内容にも満足しているものであります。

次に、核の問題についてお答えいたします。安保条約の核に關する事前協議制度のもとにおきまして、核の持ち込みに該當する場合はすべて事前協議の対象となります。政府といたしましては、非核三原則を今後とも堅持してまいりますことは従来から御答弁しているとおりでありまして、核持ち込みについての事前協議が行われた場合には、いかなる場合であらうと、常にこれを拒否する所存でございます。

次に、非核三原則についてであります。政府としては、非核三原則については、これまでも機會あるごとに明らかにしているように、平和國家たるわが國が誠実に遵守すべき最も重要な基本政策の一つであり、今後ともこれを堅持してまいります所存でございます。

このような政策は、宇宙時代と言われる今日におきまして、何ら変わるものではありません。また、わが國は、非核三原則の堅持はもとより、核兵器の廃絶、核軍縮に向けてあらゆる機會に努力していかねばならないと考えております。

わが國の平和と繁榮は、國際社會の平和と安定に密接不可分に結びついております。この観点から、わが國は、國際社會の平和と安定の確保に積極的貢献を行っていくこととしております。かかる観点から、わが國としては、わが國の安

全保障政策として、日米安保体制の円滑かつ効果的運用と、必要最小限の抑止力としての自衛力の整備を着実に進めるとともに、平和国家であること、また大きな経済力を有する国として、経済協力を初めとする積極的な外交努力を通じて国際社会の平和と安定に寄与していくこととしております。

なお、残余の点につきましては、所管大臣から答弁をいたさします。(拍手)

【国務大臣岡田直君登壇】

○国務大臣(岡田直君) 総理がお答えになった以外のことについてお答えをいたします。

重複をしますが、非核三原則は、憲法、史上唯一の被爆国であるわが国の歴史、体験、強い国民の世論、核戦争がもたらす被害の甚大さ等の認識に基づきものでありますから、いかなる事態といえども、政府としては今後とも非核三原則を堅持していく方針でございます。

昨日の参議院の外務委員会という御発言がありました。私の記憶では、山口先生はきのう参議院の外務委員会に御出席はなかつたんじゃないかと覚えております。多分新聞が何かだと思っておりますが、これは全く事実とは違っております。一人の委員の方から、憲法だ、非核三原則だと言っているけれども、憲法と非核三原則は残ったが国は滅びた、こういうことでは困る、どうだ、こういう話がありましたから、それは仰せのとおりであります。したがって、理想を見失わないよう現実と環境に注意をしつつ十分配慮しながら進めてまいりますと答えたわけで、三原則を一つ削りますとか、あるいは時と場合によっては世間の顔色を見ながら変えようなどという発言は一切いたしておりませんから、この際、御理解をお願いしたいと思います。(拍手)

それから次に、総理が共同声明でお使いになった同盟という言葉は戦争以外にない、こういうことと存じます。国際法上、確かに同盟の定義は確

立しておりません。しかし、場合によって軍事的なものを指しているときもあるし、場合によっては他の分野のこともあります。

例の一つを挙げますと、一八一五年、オーストリア、ロシア、プロシヤの間の神聖同盟、これは御承知のとおり非軍事的なものであって、正義、宗教的性格を持った代表的なものであります。(拍手)次に、私の記憶に間違いのないとすれば、ケネディ大統領の時代であると存じますが、進歩のための同盟という米国提唱の開発途上国援助計画があったとしております。これも全く軍事的意味はないわけでありまして、あと探せば、もっとあると存じますが、いま記憶しているのは以上のとおりであります。(拍手)

○副議長(岡田直君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十八分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	鈴木 善幸君
外務大臣	岡田 直君
厚生大臣	村山 達雄君
自治大臣	安孫子藤吉君
国務大臣	大村 襄治君
国務大臣	中曾根康弘君
国務大臣	中山 太郎君
出席政府委員	
外務省条約局長	伊達 宗起君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)
一、去る十九日、本院は国会の会期を六月六日まで十七日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る二十日、徳永参議院議長から福田議長あて、参議院は国会の会期を六月六日まで十七日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

一、去る二十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る十九日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

公害対策基本法第七條第一項の規定に基づく昭和五十五年公害の状況に関する年次報告

公害対策基本法第七條第二項の規定に基づく昭和五十六年度において講じようとする公害の防止に関する施策についての文書

一、去る十九日、内閣から次の報告書を受領した。

交通安全対策基本法第十三條の規定に基づく昭和五十五年交通安全事故の状況及び交通安全施策の現況の報告書

交通安全対策基本法第十三條の規定に基づく昭和五十六年度において実施すべき交通安全施策に関する計画の報告書

社会保障制度審議会設置法第九條の規定に基づく昭和五十五年社会保障制度審議会報告書

国際労働機関憲章第十九條の規定による千九百八十年の国際労働機関第六十六回総会において採択された勧告に関する報告書

(政府委員承認)

一、去る十九日、福田議長は、鈴木内閣総理大臣申し出の、次の者を第九十四回国会政府委員に任命することを承認した。

(政府委員任命)

一、去る十九日、鈴木内閣総理大臣から福田議長あて、十九日議長において承認した藤井裕久を

同日第九十四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、昨二十一日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 西田 八郎君(理事西田八郎君昨二十一日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

小里 貞利君 補欠 鴨田利太郎君

高橋 辰夫君 補欠 村岡 兼造君

鴨田利太郎君 補欠 小里 貞利君

村岡 兼造君 補欠 高橋 辰夫君

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

田川 誠一君 補欠 河野 洋平君

田川 誠一君 補欠 河野 洋平君

河野 洋平君 補欠 田川 誠一君

一、昨二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

粕谷 茂君 補欠 浦野 然興君

田名部匡省君 補欠 平沼 赴夫君

竹中 修一君 補欠 村岡 兼造君

矢山 有作君 補欠 広瀬 秀吉君

小沢 貞孝君 補欠 岡田 正勝君

廣瀬 秀吉君 補欠 田名部匡省君

村岡 兼造君 補欠 竹中 修一君

矢山 有作君 補欠 小沢 貞孝君

小沢 貞孝君 補欠 小沢 貞孝君

昭和五十六年五月二十二日 衆議院會議録第二十七号 朗読を省略した議長の報告

地方行政委員

辞任

久野 忠治君
五十嵐広三君
原田昇左右君
小林 恒人君
久野 忠治君
五十嵐広三君

補欠

商工委員

辞任

文教委員

辞任

補欠

運輸委員

辞任

補欠

環境委員

辞任

補欠

予算委員

辞任

補欠

決算委員

辞任

補欠

議院運営委員

辞任

補欠

金子 岩三君
小坂徳三郎君
八田 貞義君
浜田卓二郎君
枝村 要作君
梅野 泰二君
塩田 晋君
奥田 幹生君
片岡 清一君
原田昇左右君
宮下 創平君宮下 創平君
原田昇左右君
片岡 清一君
奥田 幹生君
大原 亨君
野口 幸一君
横手 文雄君
浜田卓二郎君
八田 貞義君
小坂徳三郎君
金子 岩三君大原 亨君
野口 幸一君
横手 文雄君
塩田 晋君
五十嵐広三君
小林 恒人君
木下敬之助君
小沢 貞孝君
大原 亨君
枝村 要作君
和田 一仁君
西田 八郎君
西田 八郎君
梅野 泰二君枝村 要作君
梅野 泰二君
塩田 晋君
横手 文雄君
五十嵐広三君
小林 恒人君
小沢 貞孝君
木下敬之助君
大原 亨君
枝村 要作君
和田 一仁君
西田 八郎君
西田 八郎君
野口 幸一君

矢山 有作君

岡田 正勝君

西田 八郎君

貸金業の規制等に関する法律案(鳥居一雄君外二名提出)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(鳥居一雄君外二名提出)

(議案付託)

一、去る十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

貸金業の規制等に関する法律案(鳥居一雄君外二名提出)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(鳥居一雄君外二名提出)

農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案(安井吉典君外八名提出)

農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案(安井吉典君外八名提出)

農林水産委員会 付託

一、去る二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

公文書公開法案(鈴切康雄君外七名提出、衆法第四五号)

栽培漁業振興法案(武田一夫君外三名提出、衆法第四四号)

農林水産委員会 付託

(議案付託)

一、去る十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

貸金業の規制等に関する法律案(鳥居一雄君外二名提出)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(鳥居一雄君外二名提出)

農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案(安井吉典君外八名提出)

一、去る二十日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

琵琶湖総合開発計画と琵琶湖の環境保全に関する質問主意書(瀬崎博義君提出)

核積載船舶の我が国領海内通過に対するライシャワー発言に関する質問主意書(檜崎弥之助君提出)

(緊急質問提出)

一、今二十二日、提出した緊急質問は次のとおりである。

非核三原則に関する緊急質問(矢山有作君提出)

核問題等に関する緊急質問(矢野純也君提出)

核問題等に関する緊急質問(塚本三郎君提出)

核持ち込み問題等に関する緊急質問(不破哲三君提出)

核問題等に関する緊急質問(山口敏夫君提出)

(答弁書受領)

一、去る十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小沢貞孝君提出政府関係機関等の工事における投資の無駄に関する質問の無駄に関する質問に対する答弁書

政府関係機関等の工事における投資の無駄に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十六年四月十七日

提出者 小沢 貞孝

衆議院議長 福田 一殿

政府関係機関等の工事における投資の無駄に関する質問主意書

政府・公社・公団等の工事は民間の工事と比べて工期が長いかかっている。この間に投資した金利が膨大な額となっており、大変な無駄が生じている。

民間にあつては、例えば発電所等の工事にして、投資を始めれば、完工までの日時をいかに短縮し、金利負担を軽減するかに腐心している。一例として、私の地元である国鉄中央線岡谷―塩尻間の工事をみると、昭和四十一年三月線増ルート

発表、昭和四十八年三月着工から既に九年目であるが、今年四月十二日の公表によると昭和五十八年完成予定と遅延された。本工事の完工まで総工事費五一〇億円に対し、金利は八%として約二一六億円となり、総工事費の四割に当たる。三・五%の利子補給があるものの資金が無駄に長く眠っていることには変わりがない。(別表一参照)

また、本年完成した道路公団の中央道伊北―小淵沢間の工事は、投資開始の昭和四十六年から完成の本年三月まで十年かかっている。その間の金利は八%として三七六億円となり、総工事費一、〇四四億円と比較してあまりにも膨大である。

高速道には、道路特別会計及び自己資金の投入があり、実際の金利は平均六・四%程度となるが、無駄に長く資金が眠っていることには変わりがない。(別表二参照)

農林水産省関係の工事をみると、県営灌排事業は完工までに平均十五年、県営圃場整備事業は平均十・五年、広域農道事業は平均十五年、畑地灌漑等は実に十六・八年という状況である。

これ等の工事は種類によつては、工事の完了まで供用できないものもある。

以上挙げたことはごく一部であるが、工期が長いことは国民からみれば驚く程の資金の浪費である。行革論議の盛んな時だけにこの点について質問する。

一 このような視点から関係工事は再点検すべきではないか。

二 第二次臨時行政調査会における検討テーマとすべきではないか。

(別表一) 中央東線岡谷―塩尻間線路増設工事年度別投資と金利

年 度	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	計
工 事 費	億円 10	10	35	55	60	65	65	(予) 70	(予) (60)	(予) (60)	(予) (20)	510
金	千万円 8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	88
		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	80
			28	28	28	28	28	28	28	28	28	252
				44	44	44	44	44	44	44	44	352
					48	48	48	48	48	48	48	336
						52	52	52	52	52	52	312
							52	52	52	52	52	260
								56	56	56	56	224
									(48)	(48)	(48)	(144)
										(48)	(48)	(96)
計											(16)	(16)
計												2,160(256)

(注) (1) 年度別工事費は概算である。

(2) 金利は政府利子補給等があるが投資額の8%として概算。

(3) ()内は予定を示す。

(別表二) 中央道伊北一小淵沢間工事年度別投資と金利

年 度	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	計
事業費	億円 0	1	1	1	1	24	44	120	53	128	100	201	77	133	160	1,044
金 利	億円					1.92	1.92	1.92	1.92	1.92	1.92	1.92	1.92	1.92	1.92	19.20
							3.52	3.52	3.52	3.52	3.52	3.52	3.52	3.52	3.52	31.68
								9.60	9.60	9.60	9.60	9.60	9.60	9.60	9.60	76.80
									4.24	4.24	4.24	4.24	4.24	4.24	4.24	29.68
										10.24	10.24	10.24	10.24	10.24	10.24	61.44
											8.00	8.00	8.00	8.00	8.00	40.00
												16.08	16.08	16.08	16.08	64.32
													6.16	6.16	6.16	18.48
														10.64	10.64	21.28
															12.80	12.80
計																375.68

(注) 金利は投資額の8%として概算。

昭和五十六年五月二十二日 衆議院会議録第二十七号 朗読を省略した議長長の報告

内閣衆議院第四第三〇号

昭和五十六年五月十九日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員小沢貞孝君提出政府関係機関等の工事における投資の無駄に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小沢貞孝君提出政府関係機関等の工事における投資の無駄に関する質問に対する答弁書

一について

1 国鉄中央線岡谷・塩尻間については、昭和四十一年に線路増設計画を発表して以来、路線の選定について、関係地域住民等の理解と協力を得るために日時を要した。このため塩尻市側の着工は昭和四十八年に、岡谷市側の本格的着工は昭和五十四年になってからであり、また、建設用地内のすべての土地建物の明渡しの完了も昭和五十五年十月になったことにより、完成予定時期を延期せざるを得なくなったものである。

2 中央自動車道小淵沢・伊北間については、昭和四十四年八月から昭和四十五年十二月にかけて路線発表を行い、その後、鋭意工事の進捗よくを図り、昭和五十六年三月三十日に供用を開始したものである。

この間、長野県諏訪郡原村地内においては、埋蔵文化財阿久遺跡について本格的に発掘調査をした結果、当初予想されなかった遺跡の重要性が認められたため、この遺跡の取扱方法の変更及びそれに伴うこの区間の工法変更をめぐる問題の処理に昭和五十一年半ばから昭和五十三年十二月まで約二年半を要した。

また、岡谷市花岡地区において、一部の地元関係者から、昭和四十七年十二月、事業認定

九七〇

申請権不存在確認訴訟が提起された。その後、本訴訟において昭和四十八年五月に「工事差止め請求」が追加され、和解に至る昭和五十一年九月まで、約三十年間を要した。

日本道路公団は、これらの問題の処理に当たり誠意をもって対応し、早期解決に努めるとともに、建設費の大半を金利負担の伴う財政投融資資金等に依存している点に十分配慮し、問題の処理状況、用地取得の進捗よく状況、当該区間全体の供用開始時期等を勘案して、工事実施の時期を調整するなど事業の効率的な執行を図つたところである。

3 農業基盤整備事業については、昭和四十八年以降労務資材費の上昇等により全体的に工期が延びている事情にあり、こうした中で御指摘の各事業の工期も延びているが、予算の執行に当たっては資金の適切な配分等に配慮し、投資効果の早期発現に努めているところである。

4 御指摘の事業に関する経緯等は以上のとおりであるが、今後とも、各事業の効率的な執行について、十分配慮してまいりたい。

二について

臨時行政調査会は、去る四月十七日行政改革の基本的調査審議事項及び当面の緊急課題をおおむね定めたところである。これらに関連して、御指摘の問題について、今後、検討を行っていくかどうかは、同調査会において判断されるべきものと考ええる。

いずれにせよ、行政を効率的に運営していくことは極めて重要なことであり、同調査会における調査審議に当たつてもその点十分配慮されるべきものと考ええる。

右答弁する。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案
右の本院提出案を送付する。

昭和五十六年五月十五日

参議院議長 徳永 正利

衆議院議長 福田 一殿

社会保険労務士法の一部を改正する法律

社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中第二章 社会保険労務士試験(第八条―第十四条)を「第二章 社会保険労務士試験(第八条―第十四条)」を「第二章 登録(第十四条の二―第十四条の十三)」に、「社会保険労務士業」を「社会保険労務士の権利及び義務」に、「(第二十四条・第二十五条)を(第二十四条―第二十五条の五)」に、「(第二十五条の二―第二十五条の十二)」を「(第二十五条の六―第二十五条の二十一)」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

(社会保険労務士の職責)

第一条の二 社会保険労務士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

第二条の見出しを「(社会保険労務士の業務)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

第二条第一項第一号中「書類の下に」(以下「申請書等」という。)を加え、同項第一号の二中「事業主、使用者その他の事業者が提出すべき前号に規定する書類」を「申請書等」に改める。

第三条第一項中「該当する者」を「該当する者であつて、労働社会保険諸法令に関する主務省令で定める事務に従事した期間が通算して二年以上になるもの又は主務大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めるもの」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、第三条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有しない。

第五条第五号中「二年」を「三年」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「二年」を「三年」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第二十五条第一項の規定による免許の取消し」の処分を「懲戒処分により社会保険労務士の失格処分」に、「処分の日から二年」を「処分を受けた日から三年」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 破産者で復権を得ないもの

第五条に次の三号を加える。

七 第十四条の九第一項の規定により登録の取消しを受けた者で、その処分を受けた日から三年を経過しないもの

八 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から三年を経過しない者

九 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士若しくは会計士補の登録のまつ消の処分を受け、税理士の業務を禁止され又は行政書士の業務を禁止された者で、これらの処分を受けた日から三年を経過しないもの

第六条及び第七条を次のように改める。

第六条及び第七条 削除

第十一条中「上欄を」を「中欄」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 登録

(登録)

第十四条の二 社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、社会保険労務士名簿に、氏名、生年月日、住所その他主務省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 他人の求めに応じ報酬を得て、第二条に規定する事務を業として行おうとする社会保険労務士は、事務所を定めて、あらかじめ、社会保険労務士名簿に、前項に規定する事項のほか、事務所の名称、所在地その他主務省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(社会保険労務士名簿)

第十四条の三 社会保険労務士名簿は、全国社会保険労務士会連合会に備える。

2 社会保険労務士名簿の登録は、全国社会保険労務士会連合会が行う。

(変更登録)

第十四条の四 社会保険労務士は、社会保険労務士名簿に登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。

(登録の申請)

第十四条の五 第十四条の二第一項の規定による登録を受けた者とする者は、同項に規定する事項その他主務省令で定める事項を記載した登録申請書を、社会保険労務士となる資格を有することを証する書類を添付の上、主務省令で定める社会保険労務士会を経由して、全国社会保険労務士会連合会に提出しなければならない。

(登録に関する決定)

第十四条の六 全国社会保険労務士会連合会は、前条の規定による登録の申請を受けた場合においては、当該申請者が社会保険労務士となる資格を有し、かつ、次条各号に該当しない者であると認めるときは、遅滞なく、社会保険労務士名簿に登録し、当該申請者が社会保険労務士となる資格を有せず、又は同条各号の一に該当する者であると認めるときは登録を拒否しなければならない。

登録を拒否しようとする場合においては、第二十五条の十六に規定する資格審査会の議決に基づいてしなければならない。

2 全国社会保険労務士会連合会は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

3 全国社会保険労務士会連合会は、第一項の規定により社会保険労務士名簿に登録したときは、当該申請者に社会保険労務士証を交付し、同項の規定により登録を拒否したときはその理由を付記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(登録拒否事由)

第十四条の七 次の各号の一に該当する者は、社会保険労務士の登録を受けることができない。

一 懲戒処分により、弁護士、公認会計士、会計士補、税理士又は行政書士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

二 心身の故障により社会保険労務士の業務を行うことができない者

三 社会保険労務士の信用又は品位を害するおそれがある者その他社会保険労務士の職責に照らし社会保険労務士としての適性を欠く者

第十四条の八 第十四条の六第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、主務大臣に対して行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

2 第十四条の五の規定により登録の申請をした者は、申請を行った日から三月を経過してもなんらの処分がなされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、主務大臣に対して前項の審査請求をすることができ、この場合においては、審査請求のあった日に、全国社会保険労務士会連合会が第十四条の六第一項の規定により当該登録を拒否したものとする。

3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、主務大臣は、全国社会保険労務士会連合会に対し相当の処分をすべき旨を命じなければならない。

(審査請求)

第十四条の九 第十四条の二第一項の規定による登録を受けた者で、その処分を受けた日から三年を経過しないもの

八 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から三年を経過しない者

九 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士若しくは会計士補の登録のまつ消の処分を受け、税理士の業務を禁止され又は行政書士の業務を禁止された者で、これらの処分を受けた日から三年を経過しないもの

第六条及び第七条を次のように改める。

第六条及び第七条 削除

第十一条中「上欄を」を「中欄」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 登録

(登録)

第十四条の二 社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、社会保険労務士名簿に、氏名、生年月日、住所その他主務省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 他人の求めに応じ報酬を得て、第二条に規定する事務を業として行おうとする社会保険労務士は、事務所を定めて、あらかじめ、社会保険労務士名簿に、前項に規定する事項のほか、事務所の名称、所在地その他主務省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(社会保険労務士名簿)

第十四条の三 社会保険労務士名簿は、全国社会保険労務士会連合会に備える。

2 社会保険労務士名簿の登録は、全国社会保険労務士会連合会が行う。

ならない。

(登録の取消し)

第十四条の九 全国社会保険労務士会連合会は、社会保険労務士の登録を受けた者が、登録を受ける資格に関する重要事項について、告知せず又は不実の告知を行つて当該登録を受けたことが判明したときは、第二十五条の十六に規定する資格審査会の議決に基づき、当該登録を取り消すことができる。

2 全国社会保険労務士会連合会は、前項の規定により登録を取り消したときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

3 前条第一項及び第三項の規定は、第一項の規定により登録を取り消された者において当該処分不服がある場合に準用する。

(登録のまつ消)

第十四条の十 全国社会保険労務士会連合会は、社会保険労務士が次の各号の一に該当したときは、遅滞なく、その登録をまつ消しなければならない。

一 登録のまつ消の申請があつたとき。

二 死亡したとき。

三 前条第一項の規定による登録の取消しの処分を受けたとき。

四 前号に規定するもののほか、第五条第二号から第六号まで、第八号及び第九号の一に該当することとなつたことその他の理由により社会保険労務士となる資格を有しないこととなつたとき。

2 社会保険労務士が前項第二号又は第四号に該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、その旨を全国社会保険労務士会連合会に届け出なければならない。

(登録の公告)

第十四条の十一 全国社会保険労務士会連合会は、第十四条の六第一項の規定による登録をし

たとき、及び前条第一項の規定により登録をまつ消したときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

(社会保険労務士証票の返還)

第十四条の十二 社会保険労務士の登録がまつ消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、社会保険労務士証票を全国社会保険労務士会連合会に返還しなければならない。社会保険労務士が第二十五条の二又は第二十五条の三の規定により業務の停止の処分を受けた場合においても、また同様とする。

2 全国社会保険労務士会連合会は、前項後段の規定に該当する社会保険労務士が、当該処分に係る業務を行うことができることとなつたときは、その申請により、社会保険労務士証票をその者に再交付しなければならない。

(登録の細目)

第十四条の十三 この章に規定するもののほか、登録の手続、社会保険労務士名簿、登録のまつ消、社会保険労務士証票その他登録に関して必要な事項は、主務省令で定める。

第三章 社会保険労務士業

第十五条及び第十六条を削り、第十七条中「社会保険労務士業を行なう」を削り、同条を第十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(信用失墜行為の禁止)

第十六条 社会保険労務士は、社会保険労務士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(審査事項等を記載した書面の添付等)

第十七条 社会保険労務士会の会員である社会保険労務士(以下「会員社会保険労務士」という。)は、申請書等(主務省令で定めるものに限る。)を作成した場合には、主務省令で定めるところにより、当該申請書等の作成の基礎となつた事項を、書面に記載して当該書面を当該申請書等に添付し、又は当該申請書等に付記することがで

きる。

2 会員社会保険労務士は、申請書等(主務省令で定めるものに限る。)で他人の作成したものにつき相談を受けてこれを審査した場合において、当該申請書等が労働社会保険諸法令に従つて作成されていると認めたとときは、主務省令で定めるところにより、その審査した事項及び当該申請書等が労働社会保険諸法令の規定に従つて作成されている旨を、書面に記載して当該書面を当該申請書等に添付し、又は当該申請書等に付記することができる。

3 会員社会保険労務士は、前二項の規定による添付又は付記をしたときは、当該添付書面又は当該付記の末尾に会員社会保険労務士である旨を付記した上、記名押印しなければならない。第十八条を次のように改める。

(事務所)

第十八条 他人の求めに応じ報酬を得て、第二条に規定する事務を業として行つ社会保険労務士(以下「開業社会保険労務士」という。)は、その業務を行うための事務所を二以上設けてはならない。ただし、特に必要がある場合において主務大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

第十九条及び第二十條中「社会保険労務士業を行なう社会保険労務士」を「開業社会保険労務士」に改める。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十二条中「社会保険労務士業を行なう社会保険労務士」を「開業社会保険労務士」に、「場合において」を「後において」に改める。

第二十三条中「社会保険労務士業を行なう社会保険労務士」を「開業社会保険労務士」に改める。

第二十四条第一項中「社会保険労務士業を行なう社会保険労務士」を「開業社会保険労務士」に、「当該社会保険労務士」を「当該開業社会保険労務士」に改める。

第二十五条を次のように改める。

(懲戒の種類)

第二十五条 社会保険労務士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

一 戒告

二 一年以内の開業社会保険労務士の業務の停止

三 失格処分(社会保険労務士の資格を失わせる処分をいう。以下同じ。)

第二十五条の十二の見出しを「(一般的監督)」に改め、同条第一項中「必要があると認めるときは、これらに対し、必要な報告を求めることができる」を「必要があるときは、これらの団体から報告を徴し、その行う業務について勧告し、又は当該職員をしてこれらの団体の業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる」に改め、同条第二項を次のように改め、同条を第二十五条の二十一とする。

2 前項の規定による報告の徴取又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十五条の十一を第二十五条の十九とし、同条の次に次の一条を加える。

(総会の決議の取消し及び役員解任)

第二十五条の二十 主務大臣は、社会保険労務士会又は連合会の総会の決議又は役員行為が法令又はその社会保険労務士会若しくは連合会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の決議についてはこれを取り消すべきことを命じ、役員についてはこれを解任すべきことを命ずることができる。

第二十五条の十中「第二十五条の二第三項及び第四項、第二十五条の三第二項、第二十五条の四並びに第二十五条の五」を「第二十五条の六第三項及び第四項、第二十五条の七第二項、第二十五条の十並びに第二十五条の十一」に改め、同条を第二十五条の十八とする。

第二十五条の八第一号中「第二十五条の三第一項第一号及び第三号から第七号まで」を「第二十五条の七第一項第一号、第三号から第五号まで、第六号及び第七号」に改め、同条第二号を同条第六号とし、同条第一号の次に次の四号を加え、同条を第二十五条の十四とする。

二 社会保険労務士の登録に関する規定

三 資格審査会に関する規定

四 社会保険労務士の研修に関する規定

五 開業社会保険労務士の受ける報酬の基準に関する規定

第二十五条の十四の次に次の二条を加える。

(連合会の会則を守る義務)

第二十五条の十五 会員社会保険労務士及び社会保険労務士会は、連合会の会則を守らなければならない。

(資格審査会)

第二十五条の十六 連合会に、資格審査会を置く。

2 資格審査会は、連合会の請求により、第十四条の六第一項の規定による登録の拒否及び第十四条の九第一項の規定による登録の取消しについて必要な審査を行うものとする。

3 資格審査会は、会長及び委員六名をもつて組織する。

4 会長は、連合会の会長をもつてこれに充てる。

5 委員は、会長が、主務大臣の承認を受けて、社会保険労務士、労働又は社会保険の行政事務に従事する職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十五条の七第一項中「連合会」という。を設立することができる」を「この章において「連合会」という。を設立しなければならない」に改め、同条第二項中「事務」の下に「並びに社会保険労務

士の登録に関する事務」を加え、同条を第二十五条の十三とする。

第二十五条の四から第二十五条の六までを六条ずつ繰り下げ、第二十五条の三第一項第五号の次に次の二号を加え、同条を第二十五条の七とする。

五の二 会員の研修に関する規定

五の三 開業社会保険労務士の受ける報酬に関する規定

第二十五条の七の次に次の二条を加える。

(入会及び退会)

第二十五条の八 社会保険労務士は、主務省令の定めるところにより社会保険労務士会に入会届を提出した時から、当該社会保険労務士会の会員となる。

2 社会保険労務士は、退会届を提出したとき、会員たる資格を喪失したとき、又は第十四条の十第一項各号の一に該当することとなつたときは、所属社会保険労務士会を退会する。

(会則を守る義務)

第二十五条の九 社会保険労務士は、所属社会保険労務士会の会則を守らなければならない。

第二十五条の二第一項中「設立することができる」を「設立しなければならない」に改め、同条を第二十五条の六とする。

第四章中第二十五条の次に次の四条を加える。

(不正行為の指示等を行つた場合の懲戒)

第二十五条の二 主務大臣は、社会保険労務士が、故意に、真正の事実と反して申請書等を作成したとき、又は第十五条の規定に違反する行為をしたときは、一年以内の開業社会保険労務士の業務の停止又は失格処分をすることができる。

2 主務大臣は、社会保険労務士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は一年以内の開業社会保険労務士の業務の停止の処分をすることができる。

2 社会保険労務士法の一部を改正する法律案及び同報告書

(一般の懲戒)

第二十五条の三 主務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、社会保険労務士が、第七條第一項若しくは第二項の規定により添付する書面若しくは同条第一項若しくは第二項の規定による付記に虚偽の記載をしたとき、この法律及びこれに基づく命令若しくは労働社会保険諸法令の規定に違反したとき、又は社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、第二十五条に規定する懲戒処分をすることができる。

(懲戒の手續等)

第二十五条の四 主務大臣は、前二条の規定による懲戒処分をしようとするときは、当該社会保険労務士又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の場合において、主務大臣は、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を、その期日の一週間前までに、当該社会保険労務士に通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。この場合において、当該社会保険労務士の所在が不明であるときは、当該通知に代えて公示の方法によつてすることができる。

3 聴聞においては、当該社会保険労務士又はその代理人は、釈明をし、かつ、証拠を提出することができる。

4 主務大臣は、当該社会保険労務士又はその代理人が正当な理由がなく聴聞の期日に出頭しないときは、聴聞を行わないで、前二条の規定による懲戒処分をすることができる。

(懲戒処分の公告)

第二十五条の五 主務大臣は、第二十五条の二又は第二十五条の三の規定により懲戒処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

第二十六条に次の一項を加える。

2 社会保険労務士会又は全国社会保険労務士会

連合会でない団体は、社会保険労務士会若しくは全国社会保険労務士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

第二十七条の見出しを「(業務の制限)」に改め、同条中「社会保険労務士」を「会員社会保険労務士」に、「第二号」を「第二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(開業社会保険労務士の使用人等の秘密を守る義務)

第二十七条の二 開業社会保険労務士の使用人その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。開業社会保険労務士の使用人その他の従業者でなくなつた後においても、また同様とする。

第三十二条第一項中「五万円」を「十万円」に改め、同項第一号中「又は不正の事実に基づいて」を「その他不正の手段により」に、「免許」を「登録」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第二号」の下に「又は第二十七条の二」を加え、同条を同項第二号とし、同項第四号中「第二十五条第一項」を「第二十五条の二又は第二十五条の三」に、「停止命令」を「停止の処分」に改め、同条を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第二項中「第三号」を「第二号」に改め、同条を第三十二条の二とする。

第六章中第三十二条の二の前の一条を加える。

第三十二条 第十五条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十三条中「三万円」を「五万円」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号を同条第一号とし、同条第四号を同条第二号とし、同条第五号中「又は第二十五条の十二第一項」を削り、「又は第二十四条第一項」を「同項」に、「若しくは質問」を「又は同項の規定による質問」に改め、同条を同条第三号とし、同条の次に次の一号を加え

昭和五十六年五月二十二日 衆議院会議録第二十七号 社会保険労務士法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十六年五月二十二日 衆議院會議録第二十七号 社会保険労務士法の一部を改正する法律案及び同報告書

九七四

る。
四 第二十五条の二十一第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第三十三条第六号中「第二十六条」の下に「第一別表第二(第十一関係)」を加え、同号を同条第五号とする。
第三十四条中「第三十二条第一項第五号又は前条第二号若しくは第五号」を「第三十二条の第一項第四号又は前条第三号から第五号まで」に改める。
別表第二を次のように改める。

別表第二(第十一関係)

番号	免除科目	免 除 資 格 者
一	労働基準法及び 労働安全衛生法	1 司法試験第二次試験に合格した者で労働法を選択したもの 2 国又は地方公共団体の公務員として労働省の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者 3 国家公務員として労働基準法、労働者災害補償保険法又は労働安全衛生法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 4 主務大臣が、労働基準法及び労働安全衛生法についてこの号の1から3までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者
二	労働者災害補償 保険法	1 国又は地方公共団体の公務員として厚生省の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者（次号1及び第四号1に掲げる者に該当する者として雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） 2 国又は地方公共団体の公務員として労働省の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者 3 労働者若しくは社会保険に関する法令に関する主務省令で定める事務（以下「労働社会保険法令事務」という。）を行う主務大臣が指定する団体の役員若しくは従業者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者又は社会保険労務士の補助者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者で、主務省令で定める基準に適合するものとして主務大臣が指定した全国社会保険労務士会連合会が行う講習を修了したもの（次号3及び第四号3に掲げる者に該当する者として雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） 4 国家公務員として労働基準法又は労働者災害補償保険法の施行

三
雇用保険法

1 国又は地方公共団体の公務員として厚生省の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者(前号1及び次号1に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。)	1 国又は地方公共団体の公務員として厚生省の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者(前号1及び次号1に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。)
2 国又は地方公共団体の公務員として労働省の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者	2 国又は地方公共団体の公務員として労働省の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者
3 労働社会保険法令事務を行う主務大臣が指定する団体の役員若しくは従業者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者又は社会保険労務士の補助者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者で、主務省令で定める基準に適合するものとして主務大臣が指定した全国社会保険労務士会連合会が行う講習を修了したもの(前号3及び次号3に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。)	3 労働社会保険法令事務を行う主務大臣が指定する団体の役員若しくは従業者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者又は社会保険労務士の補助者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者で、主務省令で定める基準に適合するものとして主務大臣が指定した全国社会保険労務士会連合会が行う講習を修了したもの(前号3及び次号3に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。)
4 国又は地方公共団体の公務員として雇用保険法又は職業安定法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者	4 国又は地方公共団体の公務員として雇用保険法又は職業安定法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者
5 雇用保険審査官の職にあった期間が通算して五年以上になる者	5 雇用保険審査官の職にあった期間が通算して五年以上になる者
6 主務大臣が、雇用保険法についてこの号の1から5までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者	6 主務大臣が、雇用保険法についてこの号の1から5までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者
7 労働者災害補償保険審査官の職にあった期間が通算して五年以上になる者	7 労働者災害補償保険審査官の職にあった期間が通算して五年以上になる者
8 労働社会保険法令事務を行う主務大臣が指定する団体の役員若しくは従業者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算	8 労働社会保険法令事務を行う主務大臣が指定する団体の役員若しくは従業者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算

四 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	五 健康保険法及び日雇労働者健康保険法	六 厚生年金保険法
して十五年以上になる者又は社会保険労務士の補助者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者で、主務省令で定める基準に適合するものとして主務大臣が指定した全国社会保険労務士会連合会が行う講習を修了したもの（第二号3及び前号3に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び雇用保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） 4 国又は地方公共団体の公務員として労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 5 主務大臣が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律についてこの号の1から4までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者	1 国又は地方公共団体の公務員として厚生省の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者 2 国又は地方公共団体の公務員として健康保険法又は日雇労働者健康保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 3 社会保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者 4 主務大臣が、健康保険法及び日雇労働者健康保険法についてこの号の1から3までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者	1 国又は地方公共団体の公務員として厚生省の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者 2 国又は地方公共団体の公務員として労働省の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者（次号2に掲げる者に該当する者として国民年金法及び通算年金通則法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） 3 労働社会保険法令事務を行う主務大臣が指定する団体の役員若しくは従業者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者又は社会保険労務士の補助者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者で、主務省令で定める基準に適合するものとして主務大臣が指定した全国社会保険労務士会連合会が行う講習を修了したもの（次号3に掲げる者に該当する者として国民年金法及び通算年金通則法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）
法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） 4 国又は地方公共団体の公務員として厚生年金保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 5 社会保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者 6 主務大臣が、厚生年金保険法についてこの号の1から5までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者	七 国民年金法及び通算年金通則法 1 国又は地方公共団体の公務員として厚生省の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者 2 国又は地方公共団体の公務員として労働省の所掌に属する労働社会保険諸法令の施行事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者（前号2に掲げる者に該当する者として厚生年金保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） 3 労働社会保険法令事務を行う主務大臣が指定する団体の役員若しくは従業者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者又は社会保険労務士の補助者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者で、主務省令で定める基準に適合するものとして主務大臣が指定した全国社会保険労務士会連合会が行う講習を修了したもの（前号3に掲げる者に該当する者として厚生年金保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） 4 国又は地方公共団体の公務員として通算年金通則法に規定する公的年金各法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 5 社会保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者 6 主務大臣が、国民年金法及び通算年金通則法についてこの号の1から5までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者	八 労働及び社会保険に関する一般常識 1 労働社会保険法令事務を行う主務大臣が指定する団体の役員若しくは従業者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者又は社会保険労務士の補助者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者で、主務省令で定める基準に適合するものとして主務大臣が指定した全国社会保険労務士会連合会が行う講習を修了したもの 2 国又は地方公共団体の公務員として厚生省又は労働省の所掌事務に属する行政事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 3 主務大臣が、労働及び社会保険についてこの号の1及び2に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(資格の特例)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の社会保険労務士法(以下「旧法」という。)第三条に規定する社会保険労務士となる資格を有する者は、改正後の社会保険労務士法(以下「新法」という。)第三条に規定する社会保険労務士となる資格を有するものとみなす。

(欠格事由に関する経過措置)

第三条 新法第五条第三号の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に破産の宣告を受けた者について適用する。

第四条 新法第五条第五号及び第六号の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する刑に処せられた者について適用し、施行日前に旧法第五条第四号又は第五号の規定に規定する刑に処せられた者の当該刑に係る欠格事由については、なお従前の例による。

第五条 新法第五条第八号及び第九号の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する処分を受けた者について適用する。

第六条 施行日前に旧法第五条第三号に規定する処分を受けた者の当該処分に係る欠格事由については、なお従前の例による。

(社会保険労務士等に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法第二十五条の二第一項又は第二十五条の七第一項の規定により設立されている社会保険労務士会又は全国社会保険労務士会連合会は、それぞれ、新法第二十五条の六第一項又は第二十五条の十三第一項の規定により設立された社会保険労務士会又は全国社会保険労務士会連合会(以下附則第二十三条を除き、「連合会」という。)とみなす。

(従前の会則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧法第二十五条の二第一項又は第二十五条の七第一項の規定による認可を受けている社会保険労務士会の会則又は全国社会保険労務士会連合会の会則は、それぞれ新法第二十五条の六第一項又は第二十五条の十三第一項の規定による認可を受けた社会保険労務士会の会則又は連合会の会則とみなす。

(従前の社会保険労務士に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に旧法第十六条の社会保険労務士業を行う社会保険労務士であるものは、施行日から起算して一年間(附則第十五条の規定により登録が行われるまで(登録前に、新法第五条第二号から第九号までの一に該当することとなるとき、又は懲戒処分として社会保険労務士の失格処分が行われるときは、そのときまで)の間に限る。)は、新法社会保険労務士会の会員である同法第十八条の開業社会保険労務士とみなす。

第十条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項の免許を受けている者(前条の規定により同条に規定する開業社会保険労務士とみなされた者を除く)は、施行日から起算して一年間(附則第十五条の規定により登録が行われるまで(登録前に、新法第五条第二号から第九号までの一に該当することとなるとき、又は懲戒処分として社会保険労務士の失格処分が行われるときは、そのときまで)の間に限る。)は、新法社会保険労務士とみなす。

第十一条 前二条に規定する者には、虚偽若しくは不正の事実に基づいて旧法第四条第一項の免許を受けた者又はこの法律の施行の際旧法第五条第二号、第四号若しくは第五号に該当する者は含まれないものとする。

第十二条 附則第十条の規定により新法社会保険労務士とみなされた者でこの法律の施行の際

現に旧法第十六条の社会保険労務士業を行う社会保険労務士であるものは、附則第十条の規定により新法社会保険労務士とみなされる間は、同法第二十七条の規定にかかわらず、他人の求めに応じ報酬を得て、旧法第二十一条第一号から第二号までに掲げる事務を業として行うことができる。

第十三条 附則第九条の規定により同条に規定する開業社会保険労務士とみなされた者は、施行日から起算して一年以内に連合会に対し、氏名、生年月日、住所、免許証番号、事務所の名、所在地その他主務省令で定める事項を記載した書面を提出しなければならない。

第十四条 附則第十条の規定により新法社会保険労務士とみなされた者は、施行日から起算して一年以内に連合会に対し、氏名、生年月日、住所、免許証番号その他主務省令で定める事項を記載した書面を提出しなければならない。

第十五条 連合会は、前二条の規定により書面が提出されたときは、社会保険労務士名簿に登録しなければならない。

第十六条 連合会は、社会保険労務士が前条の規定による登録前に虚偽若しくは不正の事実に基づいて旧法第四条第一項の免許を受けた者であることが判明したとき、又は同法第五条第二号、第四号若しくは第五号に該当していたことが判明したときは、遅滞なく、その登録をまつ消しなければならない。

第十七条 連合会は、附則第十五条の規定による登録をしたとき、及び前条の規定により登録をまつ消したときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

第十八条 前三条に規定するもののほか、附則第十五条の規定による登録に関して必要な事項は、主務省令で定める。

(懲戒に関する経過措置)
第十九条 この法律の施行前にした行為に対する懲戒に関する規定の適用については、なお従前

の例による。この場合において、旧法第二十五条第一項中「免許を取り消す」とあるのは「失格処分をする」と、同条第二項及び第五項中「免許の取消し」とあるのは「失格処分」とする。

第二十条 旧法第二十五条第一項又は前条の規定により従前の例によることとされる同条同項の規定による業務の停止命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(団体の名称使用に関する経過措置)

第二十三条 この法律の施行の際現に社会保険労務士会若しくは全国社会保険労務士会連合会又はこれらに類似する名称を用いている団体は、施行日から起算して六月間は、新法第二十六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の名称を用いることができる。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十四条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第六十二号の八中「及び社会保険労務士の免許」を削り、「行ない」を「行い」に、並びに社会保険労務士の免許の取消しを「及び社会保険労務士の失格処分」に、「社会保険労務士業」を「開業社会保険労務士の業務」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第二十五条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第三号の二を次のように改める。
十三の二 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)に基づいて、社会保険労務士試験を行い、及び社会保険労務士の

懲戒処分をすること。

(税理士法の一部改正)

第二十六条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第九号中「免許の取消し」を「失格処分」に改める。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 前条の規定による改正後の税理士法第四号第九号の規定の適用については、旧法の規定による免許の取消しの処分は、社会保険労務士の失格処分の処分とみなす。

(登録免許税法の一部改正)

第二十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号中「若しくは免許」及び「免許」を削り、同号七の二中「第四条第一項(免許)の社会保険労務士の免許」を「第十四条の二第一項(登録)の社会保険労務士の登録」に、「免許件数」を「登録件数」に改める。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
 本案は、社会保険労務士制度の一層の整備充実を図るため、社会保険労務士の免許制を登録制に改めるとともに、社会保険労務士の職責、資格、業務内容等について所要の規定を整備しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 社会保険労務士は、品位を保持し、業務に關する法令及び実務に精通して、公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならないこととする。

2 社会保険労務士は、労働社会保険諸法令に基づきすべての申請書の提出手続を代行することができることとする。

3 社会保険労務士会の会員である社会保険労務士は、申請書等を作成した場合に、作成

の基礎となつた事項を、また、他人の作成した申請書等を審査した場合には、審査した事項等、それぞれ書面に記載して申請書等に添付し、又は付記することができるとすること。

4 社会保険労務士となるためには、社会保険労務士試験の合格に加えて、二年以上の実務経験を必要とすることとする。

5 現行の免許制を登録制に改め、社会保険労務士の登録は、全国社会保険労務士会連合会に備える名簿に登録することとし、登録に關する所要の規定を整備することとする。

6 社会保険労務士会の会員でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、申請書等の作成業務、提出代行事務及び帳簿書類の作成業務を業として行うことができないこととする。

7 この法律は、公布後一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二 議案の可決理由
 社会保険労務士制度の実情等にかんがみ、その整備充実を図るため、社会保険労務士の業務内容を充実するとともに、免許制を登録制に改める等の改正を行うことは、時宜に適當なものとして認め、本案は、可決すべきものと議決した。なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十六年五月二十一日
 社会労働委員長 山下 徳夫
 衆議院議長 福田 一殿

(別紙)
 社会保険労務士法の一部を改正する法律案に對する附帯決議

社会保険労務士制度の現状にかんがみ、次の事項について改善を図るものとする。

一 労働社会保険関係事務の複雑化専門化に對

し、社会保険労務士の業務の充実を図るため、事務代理制度の実施について検討すること。

二 中小企業における労働及び社会保険に關する事務の改善を図るため、社会保険労務士を活用する方途について検討すること。

三 社会保険労務士制度と行政書士制度との關係については、過去の経緯、実績を踏まえ、両者の業務の円滑な運営が可能になるよう、法改正を含めてできるだけ早い機会にその解決を図ること。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に關する法律の一部を改正する法律案

右
 国会に提出する。

昭和五十六年二月十三日
 内閣総理大臣 鈴木 善幸

原子爆弾被爆者に対する特別措置に關する法律の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者に対する特別措置に關する法律(昭和四十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「特別手当」を「医療特別手当」に改める。

第四条を削り、第三条第一項中「こえる」を「超える」に改め、「政令の定めるところにより、その全部又は一部を」を削り、同条を第四条とする。

第二条第一項中「原子爆弾被爆者の医療等に關する法律(昭和三十三年法律第四十一号。以下「原子爆弾被爆者医療法」という。)」を「原子爆弾被爆者医療法」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その者が医療特別手当の支給を受けている場合は、この限りでない。

第二条第三項中「三万三千八百円」を「三万六千円」に改め、同項ただし書を削り、同条第四項中「その者が死亡した日」を「第一項に規定する要件

に該当しなくなつた日」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。
 (医療特別手当の支給)

第二条 都道府県知事は、原子爆弾被爆者の医療等に關する法律(昭和三十三年法律第四十一号。以下「原子爆弾被爆者医療法」という。第八條第一項の規定を受けた者であつて、同項の規定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、医療特別手当を支給する。

2 前項に規定する者は、医療特別手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該當することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 医療特別手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、九万八千円とする。

4 医療特別手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第一項に規定する要件に該當しなくなつた日の属する月で終わる。

第五条第一項中「原子爆弾被爆者医療法第二条に規定する被爆者(以下単に「被爆者」という。)」を「被爆者」に改め、同項ただし書中「特別手当」を「医療特別手当」に改め、同項ただし書中「特別手当」を「医療特別手当」に改め、同条第四項中「二万二千五百円」を「二万四千円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(原子爆弾小頭症手当の支給)
 第四条の二 都道府県知事は、原子爆弾被爆者医療法第二条に規定する被爆者(以下単に「被爆者」という。)であつて、原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者であるもの(小頭症による厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害がない者を除く。)に対し、原子爆弾小頭症手当を支給する。

2 前項に規定する者は、原子爆弾小頭症手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該當することについて、都道府県知事の

(経過措置)

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(以下旧法という)第二条第三項ただし書の認定の申請をしている者に対しては、なお従前の例により認定をするものとする。

3 昭和五十六年七月以前の月分の特別手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)第七條第一項の規定により受けた医療の給付に係る旧法第七條の医療手当の支給に関しては、なお従前の例による。

5 旧法第二条第三項ただし書の認定を受けた者であつて、この法律の施行の際現に当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるもの及び附則第二項の規定により旧法第二条第三項ただし書の規定の例による認定を受けた者であつて、この法律の施行の際現に当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあつたものは、この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(以下新法という)第二条第二項の認定を受けた者とみなす。

6 前項の規定により新法第二条第二項の認定を受けた者とみなされた者に対する医療特別手当の支給は、昭和五十六年八月から始める。

7 この法律の施行の際現に原子爆弾小頭症手当の支給要件に該当する者が、昭和五十六年八月三十一日までに新法第四条の二第二項の認定の申請をしたときは、その者に対する原子爆弾小頭症手当の支給は、同条第四項の規定にかかわらず、同月から始める。

8 この法律の施行の際現に保健手当の支給を受けている者であつて、新法第五条の二第三項ただし書各号の一に該当するものが、昭和五十六年八月三十一日までに同項ただし書の認定の申請をしたときは、その者に対する保健手当の額の改定は、同条第五項の規定にかかわらず、同月から行う。

理 由

原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当及び原子爆弾小頭症手当を支給するとともに、特別手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当及び原子爆弾小頭症手当を支給するとともに、特別手当等の額を引き上げようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 医療特別手当の創設

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第八条第一項の認定を受けた者であつて、現に当該負傷又は疾病の状態にあるものに對し、新たに、医療特別手当を所得の如何にかかわらず支給することとし、その額を月額九万八千円とすること。

なお、これに伴いこれらの者に支給する特別手当及び医療手当を廃止すること。

2 特別手当の改善

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第八条第一項の認定を受けた者であつて、現に当該負傷又は疾病の状態にないものに支給する特別手当の額を月額三万三千八百円から三万六千円に引き上げること。

3 原子爆弾小頭症手当の創設

原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に對し、新たに、原子爆弾小頭症手当を所得の如何にかかわらず支給することとし、

る事項を届け出なければならない。

2 都道府県知事は、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく前項の規定による届出をしないときは、その支払を一時的に止めることができる。

第九條第二項を削り、同条を第八條とする。

第九條の二の次に次の一条を加える。

(介護手当の支給の制限)

第九條 介護手当は、前条に規定する者、その配偶者又は民法第八百七十七條第一項に定める扶養義務者で前条に規定する者の生計を維持するものの所得につき所得税法の規定により計算した前年分(一月から四月までの間に受けた介護に係る介護手当については、前年分とする。)の所得税の額が政令で定める額を超えるときは、支給しない。

第十條第一項中「特別手当」を「医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当」に改め、「医療手当」を削り、「特別手当等」を「医療特別手当等」に改める。

第十二條中「特別手当等」を「医療特別手当等」に、「差し押さえる」を「差し押さえる」に改める。

第十三條中「特別手当等」を「医療特別手当等」に改める。

第十四條中「第二条第一項」の下に、「第三条第一項、第四条の二第二項」を加える。

第十六條中「行なう特別手当等」を「行う医療特別手当等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十六年八月一日から施行する。

認定を受けなければならない。

3 原子爆弾小頭症手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、三万三千六百円とする。

4 原子爆弾小頭症手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、その者が死亡した日の属する月で終わる。

第五條の二第一項ただし書中「特別手当」を「医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当」に改め、同条第三項中「一万三千三百円」を「一万二千元」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号の一に該当する旨の都道府県知事の認定を受けた者であつて、現に当該各号の一に該当するものに支給する保健手当の額は、一月につき、二万四千円とする。

一 厚生省令で定める範囲の身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。)がある者

二 配偶者、子及び孫のいずれもいない七十歳以上の者であつて、その者と同居している者がいないもの

第五條の二に次の二項を加える。

5 第二項の認定を受けた者が新たに第三項ただし書に規定する都道府県知事の認定を受けた場合における保健手当の額の改定は、その認定の申請をした日の属する月の翌月から行う。

6 第二項の認定を受けた者が第三項ただし書に規定する者に該当しなくなった場合における保健手当の額の改定は、その該当しなくなった日の属する月の翌月から行う。

第六條中「第三条及び」を削る。

第七條を次のように改める。

(届出)

第七條 第二条第二項、第三条第二項、第四条の二第二項、第五条第二項又は第五条の二第二項の認定を受けた者は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事に対し、厚生省令で定め

その額を月額三万三千六百円とすること。

4 健康管理手当の改善

健康管理手当の額を月額二万二千五百円から二万四千円に引き上げること。

5 保健手当の改善

保健手当の額を月額一万三千三百円から一万二千円に引き上げるとともに、厚生省令で定める範囲の身体上の障害のある者等に支給する保健手当の額を月額二万四千円とする。

6 施行期日

この法律は、昭和五十六年八月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

原子爆弾被害者の福祉の向上を図るため、医療特別手当及び原子爆弾小頭症手当を支給するとともに、特別手当等の額の引上げの措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり、附帯決議を付することにした。

三 本案施行に要する経費

昭和五十六年度一般会計予算(厚生省所管)に原爆被害者手当交付金として三十一億五千七百四十四万二千円が計上されている。

昭和五十六年五月二十一日

社会労働委員長 山下 徳夫

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

国家補償の精神に基づく原子爆弾被害者等援護法の制定を求める声は、一層高まってきた。また、原爆被害者対策基本問題懇談会の意見書も、被害者の援護対策は、広い意味での国家補償の精神で行うべきであるとの立場をとっている。

政府は、原爆被害者が高齢化し、事態は緊急を要するものであるという認識に立ち、可及的速やかに現行法を検討して、これらの要望にこたえるとともに、次の諸点についてその実現に努めるべきである。

一 医療特別手当については、所得制限が撤廃されたが、他の諸手当についても、被害者の障害の実態に即して改善すること。

二 被害者について、死没者調査が行われていないのは遺憾であるので、これを行うこと。

三 放射線影響研究所、広島大学原爆放射能医学研究所、科学技術庁放射線医学総合研究所など研究調査機関相互の連携を強化するとともに、研究体制を整備充実し、その成果を被害者対策に活用するよう、遺憾なきを期すること。

四 放射線影響研究所の運営の改善、移転対策を進めるとともに、被害者の健康管理と治療に、より役立てるため、原爆病院、財団法人原爆障害対策協議会との一体的運営が行えるよう検討すること。

五 原爆病院の整備改善を行い、病院財政の助成に十分配慮するとともに、その運営に当たっては、被害者が必要とする医療を十分受けられるよう、万全の措置を講ずること。

六 被害者に対する諸給付については、生活保護の収入認定からはすすよう検討を進めること。

七 原爆症の認定については、被害者の実情に即応するよう、制度と運営の改善を行うこと。

八 被害者に対する家庭奉仕員制度を充実するとともに、相談業務の強化を図ること。

九 被害者とその子及び孫に対する影響についての調査、研究及びその対策について十分配慮し、二世の健康診断については、継続して行うとともに、その置かれている立場を理解して一層充実を図ること。

十 健康管理手当の認定については、制度の趣旨が生かされるよう地方自治体を指導すること。

地方公務員法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和五十五年十月六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

地方公務員法の一部を改正する法律

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「(降任、免職、休職等)」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(定年による退職)

第二十八条の二 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日までの間において、条例で定める日に退職する。

2 前項の定年は、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする。

3 前項の場合において、地方公共団体における当該職員にその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより国の職員につき定められている定年を基準として定めることが実情に即さないとき、条例で別定めをすることができ、この場合においては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

4 前三項の規定は、臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員には適用しない。

(定年による退職の特例)

第二十八条の三 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項

の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、その職員に係る同項の規定に基づく条例で定める日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、条例で定めるところにより、一年を超えない範囲内で期限を延長することができ、その期限は、その職員に係る前条第一項の規定に基づく条例で定める日の翌日から起算して三年を超えないことができる。

(定年退職者の再任用)

第二十八条の四 任命権者は、第二十八条の二第一項の規定により地方公共団体を退職した者又は前条の規定により勤務した後地方公共団体を退職した者について、その者の能力及び経験を考慮し、公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、一年を超えない範囲内で任期を定め、その者を当該地方公共団体の常時勤務を要する職に採用することができる。

2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、条例で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前二項の規定による任期については、その末日は、その者に係る第二十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める日の翌日から起算して三年を超えないことができる。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十年三月三十一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(必要な準備措置) 第二条 この法律による改正後の地方公務員法

昭和五十六年五月二十二日 衆議院會議録第二十七号 地方公務員法の一部を改正する法律案及び同報告書

九八〇

(以下「新法」という。)の規定による職員の定年に関する制度の円滑な実施を確保するため、任命権者(地方公務員法第六十一条に規定する任命権者をいう。以下同じ。)は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権者の行う準備に必要なる連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 職員(新法第二十八条の二第四項に規定する職員を除く。以下同じ。)で同条第二項及び第三項の規定に基づく条例の施行の日(以下「条例施行日」という。)の前日までにこれらの規定に基づく定年として当該条例で定められた年齢に達しているものは、条例施行日に退職する。

第四条 新法第二十八条の三の規定は、前条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、新法第二十八条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号。以下「昭和五十五年法律第 号」という。)附則第三條」と、「同項」とあるのは「同条」と、「その職員に係る同項の規定に基づく条例で定める日」とあるのは「昭和五十五年法律第 号附則第三條に規定する条例施行日」と、同条第二項ただし書中「その職員に係る前条第一項の規定に基づく条例で定め

る日」とあるのは「昭和五十五年法律第 号附則第三條に規定する条例施行日」と読み替へるものとする。

第五条 新法第二十八条の四の規定は、附則第三條の規定により職員が退職した場合又は前条において準用する新法第二十八条の三の規定により職員が勤務した後退職した場合について準用する。この場合において、新法第二十八条の四第一項中「第二十八条の二第一項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号。以下「昭和五十五年法律第 号」という。)附則第三條」と、「前条」とあるのは「昭和五十五年法律第 号附則第四條において準用する前条」と、同条第三項中「その者に係る第二十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める日」とあるのは「その者が第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年として条例で定められた年齢に達した日」と読み替へるものとする。

第六条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十七條第一項中「定」を「定め」に改め、同項の表第十六條第三号の項の次に次のように加える。

第二十八條の四第一項	地方公共団体を退職した者
当該地方公共団体	市町村を退職した者
	当該市町村を包括する都道府県の区域内の市町村

附則第二十五条を附則第二十六條とし、附則第二十四條の次に次の一條を加える。

(定年退職者に係る経過措置)

第二十五条 第四十七條第一項(地方公務員法第二十八条の四第一項に係る部分に限る。)の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(昭和五

十五年法律第 号)附則第五條の規定の適用を受ける県費負担教職員について準用する。

理由

地方公共団体における行政の一層の能率的運営を図るため、定年制度を設けることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十三回国会法第八号)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方公共団体における行政の一層の能率的運営を図るため、定年制度を設けようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 定年による退職

1 職員(臨時職員その他の任期のある職員及び非常勤職員を除く。)は、定年に達したときは、その定年に達した日の属する会計年度の末日までの間において、条例で定める日に退職するものとする。

2 職員の定年は、国の職員につき定められている定年を基準とし、あわせて職員の職務と責任の特殊性等をも考慮して条例で定めるものとする。

(二) 定年による退職の特例

任命権者は、職員が定年により退職することとが公務の運営に著しい支障を生ずると認める場合には、一年以内の期限でその職員の勤務を延長することができるものとし、その延長は通算して三年を超えないことができるものとする。

(三) 定年退職者の再任用

任命権者は、定年により退職した者(勤務延長後に退職した者を含む。)を任用することが公務の能率的運営を確保するため特に必要であると認める場合には、一年以内の任期でその者を再び任用することができるものとし、その任期は更新することができるが、定年により退職した日の翌日から起算して三年を超えないものとする。

四 必要な準備措置

定年制度の円滑な実施を確保するため、任命権者は、長期的な人事管理の計画的推進等の必要な準備を行うものとし、地方公共団体の長は任命権者の行う準備に必要なる連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

(四) 施行期日

この法律は、昭和六十年三月三十一日から施行するものとする。ただし、前記四の必要な準備措置は公布の日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

地方公共団体における行政の一層の能率的運営を図るため、定年制度を設けることは時宜に適するものと認めるが、本案附則中に引用されている法律番号の年の表示については修正することを必要と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり、附帯決議を付することと決した。

右報告する。

昭和五十六年五月二十一日

地方行政委員長 左藤 恵

衆議院議長 福田 一殿

(別紙)

(小字及び「」は修正)

地方公務員法の一部を改正する法律

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の見出しを「(降任、免職、休職等)」に改め、同条の次に次の三條を加える。

(定年による退職)

第二十八條の二 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日までの間において、条例で定める日に退職する。

2 前項の定年は、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする。

3 前項の場合において、地方公共団体における当該職員に關しその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより国の職員につき定められている定年を基準として定めることが実情に即きないと認められるときは、当該職員の定年については、条例で別の定めをすることができ、この場合においては、国及び他の地方公共団体の職員との間に權衡を失しないように適當な考慮が払われなければならない。

4 前三項の規定は、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員には適用しない。

(定年による退職の特例)

第二十八條の三 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、その職員に係る同項の規定に基づき条例で定める日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、条例で定めるところにより、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る前条第一項の規定に基づく条例で定める日の翌日から起算して三年を超えないことができる。

(定年退職者の再任用)

第二十八条の四 任命権者は、第二十八条の二第一項の規定により地方公共団体を退職した者又

は前条の規定により勤務した後地方公共団体を退職した者について、その者の能力及び経験を考慮し、公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、一年を超えない範囲内で任期を定める、その者を当該地方公共団体の常時勤務を要する職に採用することができる。

前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、条例で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

前二項の規定による任期については、その末日は、その者に係る第二十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める日の翌日から起算して三年を超えることができない。

附
則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十年三月三十一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。
（必要な準備措置）

第二条 この法律に

第二条 この法律による改正後の地方公務員法（以下「新法」という。）の規定による職員の設定に關する制度の円滑な実施を確保するため、任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権者の行う準備に關し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

〔經過措置〕

第三条 職員（新法第二十八条の二第四項に規定する職員を除く。以下同じ。）で同条第二項及び第三項の規定に基づく条例の施行の日（以下「条例施行日」という。）の前日までにこれらの規定に基づく定年として当該条例で定められた年齢に達しているものは、条例施行日に退職する。

第四条 新法第二十八条の三の規定は、前条の規定により職員が退職すべきこととなる場合につ

いて準用する。この場合において、新法第二十八条の第三項中「前条第一項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号。以下「昭和五十五年法律第 号」という。附則第三条」と、「同項」とあるのは「同条」と、「その職員に係る同項の規定に基づく条例で定める日」とあるのは「昭和五十五年法律第 号附則第三条に規定する条例施行日」と、同条第二項ただし書中「その職員に係る前条第一項の規定に基づく条例で定める日」とあるのは「昭和五十五年法律第 号附則第三条に規定する条例施行日」と読み替へるものとする。

第一項中「第二十八条の二第二項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号。以下「昭和五十五年法律第 号」という。)(附則第三条」と、「前条」とあるのは「昭和五十五年法律第 号附則第四条において準用する前条」と、同条第三項中「その者に係る第二十八条の二第二項の規定に基づき条例で定める日」とあるのは「その者が第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づき定年として条例で定められた年齢に達した日」と読み替えるものとする。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第六条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第五条 新法第二十八条の四の規定は、附則第三条の規定により職員が退職した場合又は前条において準用する新法第二十八条の三の規定により職員が勤務した後退職した場合について準用する。この場合において、新法第二十八条の四

律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「定」を「定め」に改め、同項の表第十六条第三号の項の次に次のように加える。

第二十八条の四第一項 地方公共団体を退
当該地方公共団体

市町村を退職した者

附則第二十五条を附則第二十六条とし、附則第二十四条の次に次の一条を加える。

(定年退職者に係る経過措置)

第二十五条 第四十七条第一項（地方公務員法第二十八條の四第一項に係る部分に限る。）の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第六号）附則第五条の規定の適用を受ける県費負担教職員について準用する。

〔別紙〕
地方公務員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記事項について善処すべきである。

- 一 將來、地方公務員について定年年齡の改正が必要とされる場合には、改めて検討するものとする。
- 二 定年制度が制定されるに至つた趣旨にかんがみ、本法の施行後においては、定年年齡以下の年齢における組織的、集團的な退職勧奨はなくなるよう指導するものとする。
- 三 定年による退職の特例および定年退職者の再任用の運用に当たつては、勤務実績および関係職員団体の意見を反映する等運用の公正さを確保するものとする。
- 四 本法の運用に当たつては、本法の施行時に在職する者について、通算退職年金を含む年金の受給資格の有無につき配慮するものとする。

昭和五十六年五月二十二日 衆議院會議録第二十七号 国家公務員法の一部を改正する法律案及び同報告書

右決議する。

国家公務員法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十五年十月六日
内閣総理大臣 鈴木 善幸

国家公務員法の一部を改正する法律

国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一款 分限」を「第一款 分限 第二目 降任、休職、免職等」に改める。

職、免職等」に改める。

第三章第六節第一款中第七十五条の前に次の目名を付する。

第一目 降任、休職、免職等

第八十一条第一項中「左に」を「次に」に、「分限」を「分限(定年に係るものを除く。次項において同じ。)」に、「乃至前条」を「前条まで」に改める。

第三章第六節第一款に次の目を加える。

第二目 定年

(定年による退職)

第八十一条の二 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日(以下「定年退職日」という。)に退職する。

前項の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

一 病院、療養所、診療所等で人事院規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢六十五年

二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの 年齢六十六年

三 前二号に掲げる職員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの 六十年を超え、六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

前二項の規定は、臨時職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員には適用しない。

(定年による退職の特例)

第八十一条の三 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、人事院の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えないことができない。

(定年退職者の再任用)

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第一項の規定により退職した者又は前条の規定により勤務した後退職した者について、その者の能力及び経験を考慮し、公務の能率の運営を確保するため特に必要があると認めるときは、人

事院規則の定めるところにより、一年を超えない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要する官職に採用することができる。

前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、人事院規則の定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新すること、ができる。

前二項の規定による任期については、その末日は、その者に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えないことができる。

(定年に関する事務の調整等)

第八十一条の五 内閣総理大臣は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、各行政機関が行う当該事務の運営に関し必要な調整を行うほか、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事項について適切な方策を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年三月三十一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(実施のための準備)

第二条 この法律による改正後の国家公務員法(以下「新法」という。)の規定による職員の定年に関する制度の円滑な実施を確保するため、任命権者は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に応じ、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに新法第八十一条の二第二項に規定する定年に達している職員(同条第三項に規定する職員を除く。)は、施行日に退職する。

第四条 新法第八十一条の三の規定は、前条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、新法第八十一条の三第一項中「同項」とあるのは「国家公務員法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第二十号。以下「昭和五十五年法律第二十号」という。)附則第三條」と、同条中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和五十五年法律第二十号の施行の日」と読み替えるものとする。

第五条 新法第八十一条の四の規定は、附則第三條の規定により職員が退職した場合又は前条において準用する新法第八十一条の三の規定により職員が勤務した後退職した場合について準用する。この場合において、新法第八十一条の四第三項中「その者に係る定年退職日」とあるのは、「その者が年齢六十年(退職した時に第八十一条の二第二項各号に掲げる職員であつた者にあつては、当該各号に定める年齢)に達した日」と読み替えるものとする。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第六条 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五條の次に次の一條を加える。

(定年)
第五條の二 職員に関する国家公務員法第八十一条の二第一項及び第二項並びに第八十一条の三第二項の規定の適用については、同法第八十一条の二第一項中「第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者」とあるのは「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(以下「給与特例法」という。)第四条に規定する主務大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者(以下「主務大臣等」という。)」と、同条第二項中「人事院規則で」とあるのは「給与特例法第四条に規定する主務大臣が」と、同法第八十一条の三第二項中「人事院の承認を

得て」とあるのは「主務大臣等の定めるところにより」とする。

(国の経営する企業に勤務する職員に関する経過措置)

第七條 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第二条第二項に規定する職員については、附則第三条及び第四条の規定の適用については、附則第三条中「新法第八十一条の二第二項」とあるのは「附則第六條の規定による改正後の国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(以下「給与特例法」という。第五條の二の規定により読み替えて適用される新法第八十一条の二第二項」と、附則第四条中「新法第八十一条の三」とあるのは「給与特例法第五條の二の規定により読み替えて適用される新法第八十一条の三」と、「国家公務員法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号。以下「昭和五十五年法律第 号」という。附則第三条」とあるのは「国家公務員法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号。以下「昭和五十五年法律第 号」という。附則第七條の規定により読み替えて適用される昭和五十五年法律第 号附則第三条」とする。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第八條 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

本則第一号中「罰則」の下に「並びに執行官について第八十一条の二から第八十一条の五までの規定」を加える。

理 由

国における行政の一層の能率的運営を図るため、定年制度を設けることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十三回国会開法第六号)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、国家公務員に定年制度を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定年による退職

(1) 職員(臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員を除く。)は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は任命権者のあらかじめ指定する日のいずれか早い日(以下「定年退職日」という。)に退職するものとする。

(2) (1)の定年は、年齢六十年とする。ただし、次に掲げる職員については、それぞれに定める年齢をもつて定年とすること。

イ 病院、療養所、診療所等で人事院規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢六十五年

ロ 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの 年齢六十二年

ハ イ、ロのほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの 六十年を超え六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

2 定年による退職の特例

定年に達したことににより退職する職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができることとする。この場合において、その期限は、一年を超えない範囲内で延長することができることとするが、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えて延長することではないものとする。

由があるときは、一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができることとする。この場合において、その期限は、一年を超えない範囲内で延長することができることとするが、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えて延長することではないものとする。

3 定年による退職者の再任用

定年により退職した者(定年による退職の特例により勤務した後退職した者を含む。)の能力及び経験を考慮し、公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、一年を超えない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要する官職に採用することができることとする。この場合において、その任期は、一年を超えない範囲内で更新することができ、その者に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えて延長することではないものとする。

4 定年に関する事務の調整等
内閣総理大臣は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、各行政機関が行う当該事務の運営に関し必要な調整を行うほか、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事項について適切な方策を講ずるものとする。

5 国の経営する企業に勤務する職員の定年制度
国の経営する企業に勤務する職員に関して、原則的な定年の年齢(六十歳)を法定し、特例定年の対象の範囲及び年齢の決定、定年退職の日の指定、勤務の延長の基準の決定等は当該企業の主務大臣等の定めるところによること。

6 実施のための準備
職員の定年に関する制度の円滑な実施を確保するため、任命権者は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に及び、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

7 経過措置等
(1) この法律の施行の日の前日までに定年に達している職員は、この法律の施行の日に退職することとする。この場合において、これらの職員についても、定年による退職者の例に準じて、勤務の延長及び再任用の措置を採ることができるとすること。

(2) 裁判所職員臨時措置法の規定について、定年制度の導入に伴う所要の整備を行うこと。

8 施行期日
この法律は、昭和六十年三月三十一日から施行すること。ただし、円滑な実施のための準備に関する規定は、公布の日から施行することとしている。

議案の修正議決理由
本案は、国における行政の一層の能率的運営を図るため、妥当な措置と認めるが、附則の規定中に引用されている法律番号の年の表示を改める必要があるため、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十六年五月二十一日
内閣委員長 江藤 隆美
衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)
国家公務員法の一部を改正する法律
国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一款 分限」を「第一款 分限、休職、免職等」に改める。

第三章第六節第一款中第七十五条の前に次の目名を付する。

第一目 降任、休職、免職等

第八十一条第一項中「左」を「次に」に、「分限」を「分限、定年に係るものを除く。次項において同じ。」に、「乃至前条」を「から前条まで」に改める。

第二目 定年

(定年による退職)

第八十一条の二 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日(以下「定年退職日」という。)に退職する。

前項の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

一 病院、療養所、診療所等で人事院規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢六十五年

二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの 年齢六十五年

三 前二号に掲げる職員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの 六十年を超え、六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

前二項の規定は、臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務

を要しない官職を占める職員には適用しない。(定年による退職の特例)

第八十一条の三 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、人事院の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えないことができない。

(定年退職者の再任用)

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第一項の規定により退職した者又は前条の規定により勤務した後退職した者について、その者の能力及び経験を考慮し、公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、人事院規則の定めるところにより、一年を超えない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要する官職に採用することができる。

前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、人事院規則の定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

前二項の規定による任期については、その末日は、その者に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えないことができる。

(定年に関する事務の調整等)

第八十一条の五 内閣総理大臣は、職員の定年に

関する事務の適正な運営を確保するため、各行政機関が行う当該事務の運営に関し必要な調整を行うほか、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事項について適切な方策を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年三月三十一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(実施のための準備)

第二条 この法律による改正後の国家公務員法(以下「新法」という。)の規定による職員の定年に関する制度の円滑な実施を確保するため、任命権者は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に及び、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに新法第八十一条の二第二項に規定する定年に達している職員(同条第三項に規定する職員を除く。)は、施行日に退職する。

第四条 新法第八十一条の三の規定は、前条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、新法第八十一条の三第一項中「同項」とあるのは、「国家公務員法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第号。以下「昭和五十五年法律第号」という。附則第三条」と、同条中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和五十五年法律第号の施行の日」と読み替えるものとする。

第五条 新法第八十一条の四の規定は、附則第三条の規定により職員が退職した場合又は前条において準用する新法第八十一条の三の規定によ

り職員が勤務した後退職した場合について準用する。この場合において、新法第八十一条の四第三項中「その者に係る定年退職日」とあるのは、「その者が年齢六十年(退職した時に第八十一条の二第二号各号に掲げる職員であつた者にあつては、当該各号に定める年齢)に達した日」と読み替えるものとする。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第六条 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

(定年)

第五十五条の二 職員に関する国家公務員法第八十一条の二第一項及び第二項並びに第八十一条の三第二項の規定の適用については、同法第八十一条の二第一項中「第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者」とあるのは「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(以下「給与特例法」という。第四条に規定する主務大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者(以下「主務大臣等」という。))と、同法第二項中「人事院規則」とあるのは「給与特例法第四條に規定する主務大臣」と、同法第八十一条の三第二項中「人事院の承認を得て」とあるのは「主務大臣等の定めるところにより」とする。

(国の経営する企業に勤務する職員に関する経過措置)

第七條 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第二條第二項に規定する職員については、附則第三条及び第四條の規定の適用については、附則第三条中「新法第八十一条の二第二項」とあるのは「附則第六條の規定による改正後の国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(以下「給与特例法」とい

う。第五条の二の規定により読み替えて適用される新法第八十一条の二第二項」と、附則第四條中「新法第八十一条の三」とあるのは「給与特例法第五条の二の規定により読み替えて適用される新法第八十一条の三」と、「国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第六号。以下「昭和五十五年法律第六号」という。附則第三條とあるのは「国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第六号。以下「昭和五十五年法律第六号」という。附則第七條の規定により読み替えて適用される昭和五十五年法律第六号附則第三條」とする。

（裁判所職員臨時措置法の一部改正）
 第八條 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。
 本則第一号中「罰則」の下に「並びに執行官について第八十一条の二から第八十一条の五までの規定」を加える。

（別紙）
 国家公務員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
 政府は、次の事項について善処すべきである。
 一 第八十一条の二に定める定年年齢については、民間の動向に顕著な変化を来した場合に於ては、政府、人事院において改めて検討するものとする。

一 定年年齢が制定されるに至つた趣旨にかんがみ改正法の施行後においては、第八十一条の二に定める定年年齢（同条により人事院規則に委ねられたものについては、人事院規則で定める定年年齢）以下の年齢における組織的、集团的な退職勧奨は、なすべきものとす。

一 第八十一条の三（定年年齢による退職の特例）および第八十一条の四（定年年齢者の再任用）の運用

昭和五十六年五月二十二日 衆議院会議録第二十七号 国家公務員法の一部を改正する法律案及び同報告書

に当たつては、勤務実績および関係職員団体の意見を反映する等運用の公正を確保するものとする。
 本法の運用に当たつては、本法の施行時に在職するものについて通算退職年金を含む年金の受給資格の有無につき、配慮するものとする。右決議する。

自衛隊法の一部を改正する法律案
 昭和五十五年十月十六日
 内閣総理大臣 鈴木 善幸

自衛隊法の一部を改正する法律
 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。
 第四十四条の次に次の三條を加える。
 （自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例）
 第四十四条の二 隊員（自衛官を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は長官があらかじめ指定する日のいずれか早い日（次条及び第四十四条の四において「定年退職日」という。）に退職する。

2 前項の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる隊員の定年は、当該各号に定める年齢とする。
 一 病院等で政令で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢六十五年
 二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する隊員で政令で定めるもの 年齢六十六年
 三 前二号に掲げる隊員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十年とすることとが著しく不適当と認められる職を占める隊員で政令で定めるもの 六十年を超え、六十五年を超えない範囲内で政令で定める年齢
 3 前二項の規定は、次の各号の一に該当する隊員には適用しない。
 一 臨時的に任用された隊員
 二 法律により任期を定めて任用された隊員
 三 非常勤の隊員
 第四十四条の三 第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）は、定年に達した隊員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、当該隊員の職務の特殊性又は当該隊員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職が自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、当該隊員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該隊員をその職務に従事させるため引き続き隊員として勤務させることができる。
 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、長官の定めるところにより、一年を超えない範囲内で期限を延長することとができる。ただし、その期限は、当該隊員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えない範囲内で定めなければならない。
 （定年退職者の再任用）
 第四十四条の四 任命権者は、第四十四条の二第一項の規定により退職した者又は前条の規定により勤務した後退職した者について、その者の能力及び経験を考慮し、公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、一年を超えない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要する職に採用することができる。
 2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、政令で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

超えない範囲内で更新することができる。
 3 前二項の規定による任期については、その末日は、その者に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えない範囲内で定めなければならない。
 第四十五条の見出しを「（自衛官の定年及び定年による退職の特例）」に改め、同条第一項を次のように改める。
 自衛官（陸士長等、海士長等及び空士長等を除く。以下この条において同じ。）は、定年に達したときは、定年に達した日の翌日に退職する。
 第四十五条第二項中「停年」を「定年」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
 2 前項の定年は、勤務の性質に応じ、階級ごとに政令で定める。
 第七十條第四項中「停年」を「定年」に改める。

附則
 （施行期日）
 第一条 この法律は、昭和六十年三月三十一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。
 （実施のための準備）
 第二条 この法律による改正後の自衛隊法（以下「新法」という。）の規定による隊員（自衛官を除く。以下同じ。）の定年に関する制度の円滑な実施を確保するため、任命権者は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、長官は、任命権者の行う準備に関し必要な措置を講ずるものとする。
 （経過措置）
 第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに新法第四十四条の二第二項に規定する定年に達している隊員（同条第三項に規定する隊員を除く。）は、施行日に退職する。
 第四条 新法第四十四条の三の規定は、前条の規定により隊員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、新法第四十

昭和五十六年五月二十二日 衆議院会議録第二十七号 国家公務員法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十六年五月二十二日 衆議院會議録第二十七号 自衛隊法の一部を改正する法律案及び同報告書

四條の第三項中「同項」とあるのは「自衛隊法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第号。以下「昭和五十五年法律第号」という。附則第三條と、同条中「当該隊員に係る定年退職日」とあるのは「昭和五十五年法律第号の施行の日」と読み替えるものとする。

第五條 新法第四十四條の四の規定は、附則第三條の規定により隊員が退職した場合又は前条において準用する新法第四十四條の三の規定により隊員が勤務した後退職した場合について準用する。この場合において、新法第四十四條の四第三項中「その者に係る定年退職日」とあるのは、「その者が年齢六十歳(退職した時に第四十四條の二第二項各号に掲げる隊員であつた者にあつては、当該各号に定める年齢)に達した日」と読み替えるものとする。

(防衛庁職員給与法の一部改正)
第六條 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
第二十八條の二第一項中「停年」を「定年」に、「第四十五條第二項」を「第四十五條第三項」に改め、同条第二項中「停年」を「定年」に改める。
(国家公務員共済組合法の一部改正)
第七條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
附則第十三條の十第一項中「停年」を「定年」に改める。

理由
一般職の国家公務員の例に準じて、自衛官以外の隊員について定年制度を設けることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十三回国会開法第七号)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本法案は、一般職の国家公務員の例に準じて、昭和六十年三月三十一日から、自衛官以外の隊員について定年制度を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定年による退職

(1) 隊員(自衛官、臨時任用隊員、任期制隊員及び非常勤隊員を除く)は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は防衛庁長官があらかじめ指定する日のいずれか早い日(以下「定年退職日」という。)に退職するものとする。

(2) 隊員の定年は、年齢六十歳とする。ただし、次に掲げる隊員については、それぞれに定める年齢をもつて定年とする。

イ 病院等で政令で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢六十五年

ロ 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する隊員で政令で定めるもの 年齢六十三歳

ハ イ、ロのほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより年齢六十歳とすることが著しく不適当と認められる職を占める隊員で政令で定めるもの 六十歳を超え、六十五歳を超えない範囲内で政令で定める年齢

2 定年による退職の特例

定年に達した隊員の退職が職務の特殊性又は職務の遂行上の特別の事情からみて自衛隊の任務遂行に著しい支障を及ぼすと認められる十分な理由があるときは、一年を超えない範囲内で期限を定め、その隊員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができるものとする。

できるものとする。この場合において、その期限は、一年を超えない範囲内で延長することとができるが、その隊員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えて延長することはできないものとする。

3 定年による退職者の再任用

定年により退職した者の能力及び経験を考慮し、公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、一年を超えない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要する職に採用することができるとする。

この場合において、その任期は、一年を超えない範囲内で更新することができ、その隊員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えないものとする。

4 自衛官の定年による退職

自衛官(士)の階級に属する自衛官を除く。は、定年に達した日の翌日に退職するものとする。

5 実施のための準備

隊員の定年に関する制度の円滑な実施を確保するため、任命権者は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、防衛庁長官は、任命権者の行う準備に關し必要な措置を講ずるものとする。

6 経過措置

この法律の施行の日以前までに定年に達している隊員は、この法律の施行の日に退職するものとする。この場合において、これらの職員についても、定年による退職者の例に準じて、勤務の延長及び再任用の措置を採ることができるとする。

7 施行期日

この法律は、昭和六十年三月三十一日から施行すること。ただし、円滑な実施のための準備に關する規定は、公布の日から施行することとしている。

二 議案の修正議決理由
一般職の国家公務員の例に準ずる本法案の措置は、妥当なものと認め、附則の規定中に引用されている法律番号の年の表示を改める必要がある。別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十六年五月二十一日
内閣委員長 江藤 隆美
衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

自衛隊法の一部を改正する法律
(小字及び一は修正)

自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第四十四條の次に次の三條を加える。
(自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例)
第四十四條の二 隊員(自衛官を除く。以下この条及び次条において同じ)は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は長官があらかじめ指定する日のいずれか早い日(次条及び第四十四條の四において「定年退職日」という。)に退職する。

2 前項の定年は、年齢六十歳とする。ただし、次の各号に掲げる隊員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

一 病院等で政令で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢六十五年

二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する隊員で政令で定めるもの 年齢六十三歳

三 前二号に掲げる隊員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十歳とすることが著しく不適当と認められる職を占める隊員で政令で定めるもの 六十歳を超え、六十五歳を超えない範囲内で政令で定める年齢

3 前二項の規定は、次の各号の一に該当する隊員には適用しない。

一 臨時的に任用された隊員

二 法律により任期を定めて任用された隊員

三 非常勤の隊員

第四十四条の三 第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者(以下「任命権者」という。)は、定年に達した隊員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、当該隊員の職務の特殊性又は当該隊員の職務の遂行上の特別事情からみてその退職が自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、当該隊員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該隊員をその職務に従事させるため引き続き隊員として勤務させることができる。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、長官の定めるところにより、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、当該隊員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えないことができる。

(定年退職者の再任用)

第四十四条の四 任命権者は、第四十四条の二第一項の規定により退職した者又は前条の規定により勤務した後退職した者について、その者の能力及び経験を考慮し、公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、一年を超えない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要する職に採用することができる。

2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、政令で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前二項の規定による任期については、その末日は、その者に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えないことができる。

第四十五条の見出しを「自衛官の定年及び定年による退職の特例」に改め、同条第一項を次のように改める。

自衛官(陸士長等、海士長等及び空士長等を除く。以下この条において同じ。)は、定年に達したときは、定年に達した日の翌日に退職する。

第四十五条第二項中「停年」を「定年」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の定年は、勤務の性質に応じ、階級ごとに政令で定める。

第七十条第四項中「停年」を「定年」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年三月三十一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(実施のための準備)

第二条 この法律による改正後の自衛隊法(以下「新法」という。)の規定による隊員(自衛官を除く。以下同じ。)の定年に関する制度の円滑な実施を確保するため、任命権者は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、長官は、任命権者の行う準備に関し必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに新法第四十四条の二第二項に規定する定年に達している隊員(同条第三項に規定する隊員を除く。)は、施行日に退職する。

第四条 新法第四十四条の三の規定は、前条の規定により隊員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、新法第四十

四条の三第一項中「同項」とあるのは「自衛隊法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第六号。以下「昭和五十五年法律第六号」という。附則第三号と、同条中「当該隊員に係る定年退職日」とあるのは「昭和五十五年法律第六号の施行の日」と読み替えるものとする。

第五条 新法第四十四条の四の規定は、附則第三号の規定により隊員が退職した場合又は前条において準用する新法第四十四条の三の規定により隊員が勤務した後退職した場合について準用する。この場合において、新法第四十四条の四第三項中「その者に係る定年退職日」とあるのは、「その者が年齢六十(退職した時に第四十条の二第二項各号に掲げる隊員であつた者にあつては、当該各号に定める年齢)に達した日」と読み替えるものとする。

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第六条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八号の二第二項中「停年」を「定年」に、「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同条第二項中「停年」を「定年」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条の十第十一項中「停年」を「定年」に改める。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)

第八条 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十五年十月六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「百分の百二十」を「百分の百十」に改める。

附則第六項中「をこえ四十二年」を「を超え三十八年」に改める。

(再検討)

18 職員が退職した場合に支給する退職手当の基準については、今後の民間事業における退職金の支給の実情、公務員に関する制度及びその運用の状況その他の事情を勘案して総合的に再検討を行い、その結果が必要であると認められる場合には、昭和六十年年度までに所要の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日から昭和五十七年三月三十一日までの間における改正後の国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律附則第五項(同法附則第六項又は第七項において例による場合を含む。)及び同法附則第六項の規定の適用については、同法附則第五項中「百分の百十」とあるのは「百分の百十五」と、同法附則第六項中「三十八年」とあるのは「四十年」とする。

理 由

民間事業における退職金の支給の実情にかんがみ、長期勤続者等に対する退職手当の額を引き下げることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(經過措置)

十日までの期間

（同法附則第六項）及び同法附則第七項の規定の適用
場合を含む。）又第七項において例による
については、○昭和五十七年一月一日から同年十二月三十
日までとの間においては、○同法附則第五項中「百分の百十」

とあるのは「百分の百十三」と、同法附見第六項中「三十八年」とあるのは「四十年」とする。昭和五十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間においては同法附則第五項中「百分の百十」とあるのは「百分の百十三」と、同法附則第六項中「三十八年」とあるのは「三十九年」とする。昭和五十七年十二月一日から第一条の規定の施行の日の前日までの期間以下「遷居期間」とし、内ニ該條ニシテ定むべき

改正後の法附則第十三項から第十六項までの規定を適用してその退職手当の額を計算する場合においては、勤続期間に関する事項のうちこれらの項に規定するものを除き、当該退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額その他当該退職手当の計算の基礎となる事項については、当該退職の日においてその者について適用されたい退職手当の支給に関する法令（以下退職時の法令といふ。）の規定によるものとする。

適用期間内に退職した者が改正後の法附則第十三項から第十

六項以上の規定の適用を受けるもの、そのものの退職が死亡による場合には、当該退職に係る退職金等の支給を受けたその遺族が適用期間内に死亡した場合においては、当該退職に係る改正後の方法及び前項の規定による退職手当は、当該退職した者の遺族（当該退職した者の退職が死亡による場合には、その者の他の遺族）で適用期間内に死亡した者以外のものに對し、

その請求により、支給する。

改正後の法律第十一条の規定は、前項に規定する差遣の箇間及び職位について準用する。この場合において、同条第一項中「職員」とあるのは、「職員又は職員であつた者と読み替へるものとする。」

適用期間内に退職した者で改正後の法律附則第十三項から第六項までの規定の適用を受けるものに退職時法律の規定に基

づいて第一条の規定の施行前に既に支給された退職手当（そのものの退職が死亡による場合には、その遺族が退職時の法令の規定に基いて第一一条の規定の施行前に既に支給された退職手当は、改正後の法及び附則第四項の規定による退職手当（前二項に規定する遺族に支給すべき改正後の法及び附則第四項の規定による退職手当を含む。）の内払とみなす。

づいて第一条の規定の施行前に既に支給された退職手当（そのものの退職が死亡による場合には、その遺族が退職時の法令の規定に基いて第一一条の規定の施行前に既に支給された退職手当は、改正後の法及び附則第四項の規定による退職手当（前二項に規定する遺族に支給すべき改正後の法及び附則第四項の規定による退職手当を含む。）の内払とみなす。

衆議院會議録第二十号中正誤

ハシ 段行 誤

六七 二四 発掘

正 発掘

衆議院會議録第二十二号中正誤

ハシ 段行 誤

七三 一六 累積

正 累積

衆議院會議録第二十三号中正誤

ハシ 段行 誤

七五 一三 事議日程

正 議事日程

七〇 二四 全属

金属

昭和五十六年五月二十二日 衆議院會議録第二十七号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（定価）
三〇〇円部

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五二 四八六代
〒105

九九〇